

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 2 年度 認証評価

湊川短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 7 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]	14
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]	16
[テーマ 基準 I -C 内部質保証]	21
【基準 II 教育課程と学生支援】	26
[テーマ 基準 II -A 教育課程]	26
[テーマ 基準 II -B 学生支援]	40
【基準 III 教育資源と財的資源】	56
[テーマ 基準 III -A 人的資源]	56
[テーマ 基準 III -B 物的資源]	61
[テーマ 基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	64
[テーマ 基準 III -D 財的資源]	66
【基準 IV リーダーシップとガバナンス】	73
[テーマ 基準 IV -A 理事長のリーダーシップ]	73
[テーマ 基準 IV -B 学長のリーダーシップ]	74
[テーマ 基準 IV -C ガバナンス]	76

【資料】

- [様式 9] 提出資料一覧
- [様式 10] 備付資料一覧
- [様式 11～17] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、2019（令和元）年度の湊川短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和2年7月20日

理事長

浅井祐子

学長

末本誠

ALO

田邊哲雄

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

本学は大正8年（1919）神戸市の西部湊川のほとりに、故幸田たま女史の「湊川裁縫女塾」の開設にその端を発し、昭和3年（1928）甲種実業学校の認可を受け、昭和17年（1942）組織を変更して湊川高等女学校と改称。特に家庭科教員の養成機関として県下にその名を知られていたが、昭和20年（1945）の戦災に遭遇し校舎を全焼、有馬郡三田町（現三田市三田町）に疎開し、翌昭和21年（1946）有馬郡藍村下相野（現三田市下相野）に移転して再発足することとなった。

昭和25年（1950）準学校法人湊川相野学園設置認可。昭和27年（1952）3月、学校法人湊川相野学園設置認可。同4月湊川家政短期大学開学。昭和29年（1954）湊川家政高等学校（現三田松聖高等学校）開校。

令和元年（2019）11月、学園創立100周年記念式典挙行。

＜短期大学の沿革＞

昭和27年（1952）	4月	学校法人湊川相野学園湊川家政短期大学開学
昭和33年（1958）	10月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称
昭和40年（1965）	4月	保育科設置（幼稚園教諭養成課程）
昭和41年（1966）	2月	保母養成所として指定認可
	4月	短大附属西舞子幼稚園及び附属相野幼稚園設置
昭和44年（1969）	4月	家政科に養護教諭養成課程増設 保育科を幼児教育科と名称変更
昭和45年（1970）	4月	短大附属神陵台幼稚園設置
昭和46年（1971）	4月	家政科を家政学科と名称変更 幼児教育科を改組し児童教育学科設置 (小学校教諭及び幼稚園教諭養成課程)
昭和47年（1972）	4月	家政学科に衣料管理士養成課程設置
昭和55年（1980）	4月	家政学科に栄養士養成課程設置
昭和57年（1982）	4月	短大附属北摂第一幼稚園設置
	10月	短大開学30周年記念式典挙行
昭和62年（1987）	4月	家政学科に生活科学専攻・食物栄養専攻設置 短大附属北摂中央幼稚園設置
平成5年（1993）	4月	短大附属北摂学園幼稚園設置
平成12年（2000）	4月	家政学科に生活福祉専攻設置（介護福祉士養成課程）
平成13年（2001）	4月	家政学科を改組し、人間生活学科に人間健康専攻と生活福祉専攻の2専攻とする。児童教育学科初等教育専攻を廃止、児童教育学科を幼児教育学科と名称変更
	12月	短大附属キッズポート保育園設置
平成14年（2002）	4月	食物栄養専攻を廃止
	5月	短大創立50周年記念式典挙行
平成15年（2003）	4月	湊川短期大学と改称、男女共学に移行
平成16年（2004）	4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科幼児教育専攻設置 幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成19年（2007）	3月	第三者評価機関別評価の結果「適格」の認証を受ける
	4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科健康教育専攻設置

湊川短期大学

平成 23 年(2011)	4 月	認定こども園 湊川短期大学附属北摂第一幼稚園開設
平成 25 年(2013)	4 月	三田市地域子育て支援センターを短大附属北摂学園幼稚園から移設
平成 26 年(2014)	3 月	第三者評価機関別評価の結果「適格」の認証を受ける
平成 27 年(2015)	4 月	認定こども園 湊川短期大学附属西舞子幼稚園設置 認定こども園 湊川短期大学附属神陵台幼稚園設置 認定こども園 湊川短期大学附属北摂中央幼稚園設置 認定こども園 湊川短期大学附属北摂学園幼稚園設置
平成 28 年(2016)	4 月	キャリア教育センター、地域連携センター、学生相談センター開設
平成 29 年(2017)	3 月	短大本館竣工 4 月 湊川短期大学附属ぱるとこども園設置
令和元年(2019)	4 月	専攻科幼児教育専攻の募集停止
令和 2 年(2020)	3 月	人間生活学科生活福祉専攻の廃止
	4 月	専攻科生活福祉専攻設置

(2) 学校法人の概要

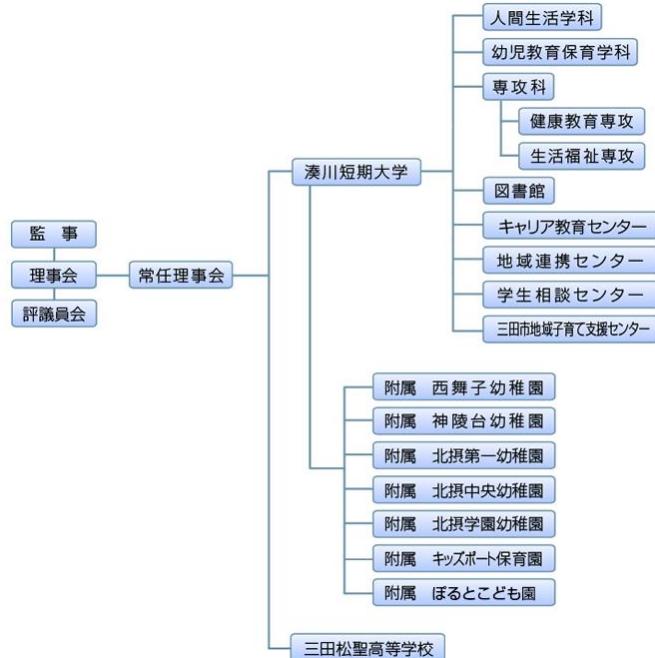
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学・入園定員	収容定員	在籍者数
湊川短期大学	兵庫県三田市四ツ辻 1430	150 注(20)	300 注(40)	233 注(8)
三田松聖高等学校	兵庫県三田市四ツ辻 1430	210	810	744
湊川短期大学附属西舞子幼稚園	兵庫県神戸市垂水区 南多聞台 5 丁目 8-1	60	220	201
湊川短期大学附属神陵台幼稚園	兵庫県神戸市垂水区 神陵台 5 丁目 8-6	47	240	153
湊川短期大学附属北摂第一幼稚園	兵庫県三田市武庫が丘 4 丁目 10	53	300	232
湊川短期大学附属北摂中央幼稚園	兵庫県三田市すずかけ 台 2 丁目 16	84	305	256
湊川短期大学附属北摂学園幼稚園	兵庫県三田市学園 7 丁 目 1-3	42	145	142
湊川短期大学附属キッズポート保育園	兵庫県三田市すずかけ 台 2 丁目 16	13	70	78
湊川短期大学附属ぱるとこども園	兵庫県三田市すずかけ 台 2 丁目 3-1	6	19	17

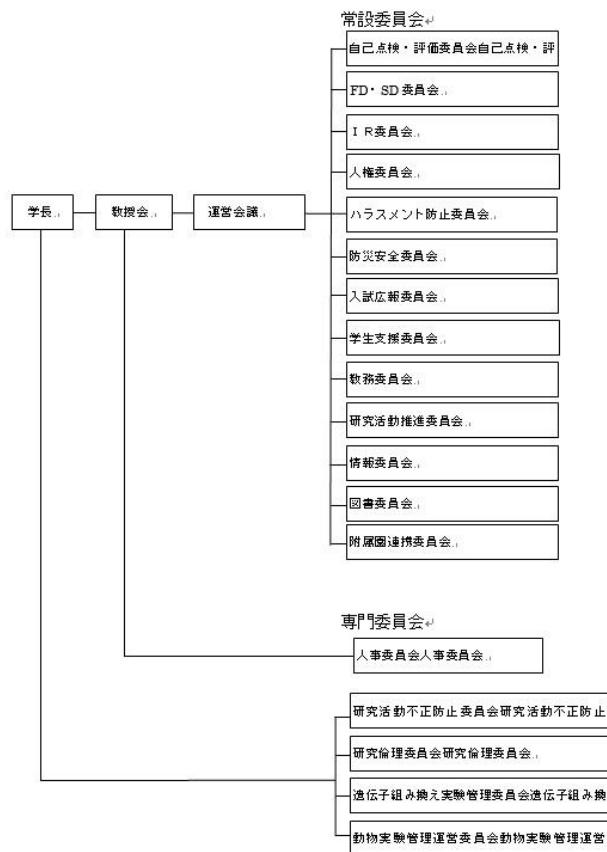
注：() 内は専攻科

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
 - 令和2（2020）年5月1日現在



湊川相野学園法人組織図



湊川短期大学組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市の市街地より六甲山系を越えて北へ約 25km、大阪市より北西へ約 35km の圏域にある。大都市圏のベッドタウンとして急速な都市化が進んだ一方で、豊かな自然やのどかな田園風景も残っている。そのため産業は、第一次産業（農業（三田米、母子茶など）・畜産業（三田牛））から、第二次産業（北摂三田テクノパーク（総面積 136.1ha））、人口増に対応した大規模な商業施設の開発など、多様な形態が見られる。



人口は 1985 年まで 3 万人台で推移していたが、ニュータウン開発により急激に増加し、1985 年に 4 万人、1990 年に 6 万人、1991 年に 7 万人、1993 年に 8 万人、1996 年に 10 万人を突破し、右肩上がりに増加した。2015 年（平成 27 年）の人口は 112,691 人である（国勢調査）。なおニュータウン内に、市内の人口の半分以上が居住している。

本学が位置する三田市は、このように人口が急増した地域であり、三田市内には一定のニーズがある。また、兵庫県内の短期大学で、瀬戸内側の大都市圏から離れた田園地域に位置する短期大学は 3 校（日ノ本短期大学、豊岡短期大学、本学）のみであり、本学への通学が最も利便性が高いという地域が近隣に広がっている。こうした事情により、本学のニーズはあるといえる。

三田市の位置（出典：<http://ja.wikipedia.org/>）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 27 (2015) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫	84	54.9	118	67.4	110	66.3	102	67.5	77	64.7
大阪	7	4.6	3	1.7	8	4.8	8	5.3	4	3.4
京都	32	20.9	36	20.6	27	16.3	18	11.9	21	17.7
和歌山	3	2.0	5	2.9	4	2.4	5	3.3	4	3.3
上記以外近畿	1	0.7	0	0	1	0.6	0	0	1	0.8
中国	17	11.1	7	4.0	11	6.6	11	7.3	7	5.9
四国	3	2.0	4	2.3	2	1.2	4	2.6	3	2.5
九州	1	0.7	2	1.1	0	0	1	0.7	0	0
その他	5	3.3	0	0	3	1.8	2	1.3	2	1.7
合計	153	100.2	175	100.0	166	100.0	151	100.0	119	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和元（2019）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

湊川短期大学

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況

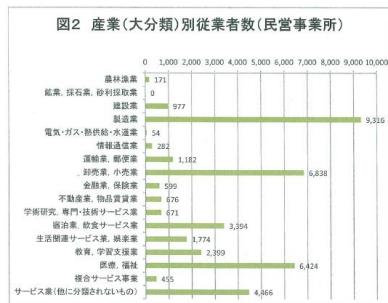


表4 産業大分類別事業所数、従業者数及び1事業所あたり従業者数(民営事業所)

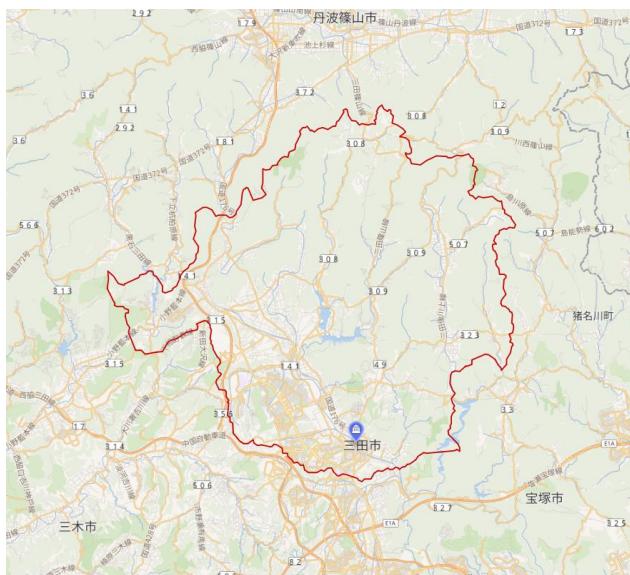
産業大分類	事業所数		従業者数(人)		1事業所あたりの従業者数
	事業所の従業者規模別	H28	構成比	H28	構成比
A～R全産業(S公務を除く)	2,730	100.0%	39,678	100.0%	14.5
A～B農林漁業	15	0.5%	171	0.4%	11.4
C鉱業、採石業、砂利採取業	~	~	~	~	~
D建設業	203	7.4%	977	2.5%	4.8
E製造業	174	6.4%	9,316	23.5%	53.5
F電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.1%	54	0.1%	13.5
G情報通信業	25	0.9%	282	0.7%	11.3
H運輸業、郵便業	46	1.7%	1,182	3.0%	25.7
I卸売業、小売業	695	25.5%	6,838	17.2%	9.8
J金融業、保険業	43	1.6%	599	1.5%	13.9
K不動産業、物品販賣業	172	6.3%	676	1.7%	3.9
L学術研究、専門・技術サービス業	111	4.1%	671	1.7%	6.0
M宿泊業、飲食サービス業	321	11.8%	3,394	8.6%	10.6
N生活関連サービス業、娯楽業	246	9.0%	1,774	4.5%	7.2
O教育、学習支援業	146	5.3%	2,399	6.0%	16.4
P医療、福祉	280	10.3%	6,424	16.2%	22.9
Q複合サービス事業	26	1.0%	455	1.1%	17.5
Rサービス業(他に分類されないもの)	223	8.2%	4,466	11.3%	20.0

※男女別不詳分を含む

三田の経済（平成28年経済センサス・活動調査結果より）(PDF: 3,840KB)

https://www.city.sanda.lg.jp/shoukou_kankou/rousei/documents/h28.pdf

- 短期大学所在の市区町村の全体図



(出典: <http://ja.wikipedia.org/>)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%89%E7%94%B0%E5%B8%82#/map/0>

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

- ① 自己点検・評価にあたって収集したデータを、全学的かつより積極的に活用するシステムの構築が求められる。また、課題を処理しきれていない事項もみられる。
- ② 当該短期大学の特徴としてのきめ細かい指導の良さを社会に伝えるための方策を検討することが望まれる。
- ③ FD活動は行われているものの、一部の学科を除き定期的な活動とはなっていないので、恒常的なFD活動を全学的に展開することが望まれる。
- ④ SD推進委員会規程が制定されているが、SD活動はほとんど実施できていないため定期的なSD推進委員会の開催が望まれる。
- ⑤ 現時点では中・長期計画の策定が未完成であるので、早期に財務計画を作ることが必要である。

(b) 対策

- ① 自己点検・評価において収集したデータを積極的かつ効果的に活用するための、全学的なシステムの構築に取り組む。またPDCAサイクルの活用など、処理しきれていなかった課題の解決に取り組む。
- ② 本学の教育の特徴を伝えられるよう本学のウェブサイトや印刷物の改良に取り組むとともに、本学の教育活動の特色をより明確にするために、本学の教育指針や卒業・学位授与(DP)、カリキュラム(CP)、入試(AP)に関する3つのポリシーを見直し、本学教育の実質を示すものとして内外に明らかにする。
- ③ 全学で積極的にFD活動に取り組む態勢を早急に構築するとともに、計画的な活動の展開に取り組む。
- ④ SD活動を推進するために、委員会を定期的に開催する。また人事考課を含め、職員の意識およびスキルの向上を目指す仕組みを取り入れることを検討する。
- ⑤ 短大中長期計画委員会を立ち上げ、学生募集や財務改善の方法について検討する。

(c) 成果

- ① 収集した資料を積極的、効果的に活用する全学的システムとして、自己点検・評価報告書と各部署の活動実績を基に「湊川短期大学活動計画実施報告書」を作成し、その年度の課題の抽出整理と進捗状況のチェックを半期ごとに実施することによって、PDCAサイクルを用いた点検・評価を実施している。また学生の学習成果の獲得に関しては、アセスメントポリシーを策定して組織的な点検・評価および改善に取り組んでいる。
- ② 本学のウェブサイトを見直し、キャンパスパノラマツアーや学生の学園生活紹介、教員紹介など、魅力あるものに改良した。大学案内などの印刷物も写真を多く取り入れたカラフルなものにし、本学の魅力と特徴が伝わるものにしている。また本学の教育の特徴を学生に分かりやすく、自らが獲得する資質・能力として示す短期大学の教育目標を策定したほか、3つのポリシーを見直し、学生が理解しやすいように策定した。
- ③ 全学的なFD活動に取り組むためにFD・SD委員会を設置し、計画的な活動の実施体制を構築し、ほぼ月一回の活動に取り組んでいる。またアセスメントポリシーの中にFDを位置づけ、学生の授業評価アンケート結果を分析し、教育の質保証に関するFD活動につなげている。
- ④ SD委員会を改組してFD・SD委員会を設置し、教員中心のFDに必要に応じて職員も参加する態勢を構築し実施しているほか、職員単独のSDを実施している。積極的に職員を研修に派遣し、その能力形成に努めている。また人事考課制度を導入し、教職員の職務に対する意識

の向上に向けた取組みを始めた。

- ⑤ 2016 年度末に第 3 次湊川短期大学中長期計画を策定し、学科・専攻課程・専攻科の再編を中心とする改組に着手した。2019 年度は法人の中期計画策定に合わせて、短期大学の中期計画および行動計画を（2020～2024）を策定した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

なし

(b) 対策

(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

- ① 評価の過程で、学科・専攻課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準第 2 条の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善を行った。
- ② 評価の過程で、15 時間の授業時間内で試験が行われ、1 単位当たり 15 時間が確保されていない授業があったという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善を行った。また、時間数の確保に関しては、年度ごとに教授会等を通じて定期的に周知し、確保に努めている。

(b) 改善後の状況等

- ① 学科・専攻課程ごとの教育研究上の目的を学則に定め、学生便覧およびウェブサイト等で周知している。
- ② 科目担当者に対してシラバス作成段階から、授業時間内での試験を行わないこと、また試験を行う場合は授業時間以外での実施とすることを定期的に周知徹底している。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項

なし

(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2(2020)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的 に関すること	短期大学の教育目的は学則に定め、学生便覧において公表している。同時に、本学ウェブサイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 https://www.minatogawa.ac.jp/college/
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ウェブサイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 https://www.minatogawa.ac.jp/college/
3	教育課程編成・実施の方針	本学ウェブサイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 https://www.minatogawa.ac.jp/college/
4	入学者受入れの方針	本学ウェブサイト「大学概要」（建学の精神・教育目標）に掲載している。 https://www.minatogawa.ac.jp/college/
5	教育研究上の基本組織に に関すること	本学ウェブサイト 「大学概要」（教育情報の公開）II. 教育研究上の基本組織 https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu2.html に掲載している。
6	教員組織、教員の数並び に各教員が有する学位及 び業績に関すること	本学ウェブサイト 「大学概要」（教育情報の公開）III. 教員情報 https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu3.html 「大学概要」（教員紹介） https://www.minatogawa.ac.jp/college/teacher.html に掲載し ている。
7	入学者の数、収容定員及 び在学する学生の数、卒 業又は修了した者の数並 びに進学者数及び就職者 数その他進学及び就職等 の状況に関すること	本学ウェブサイト 大学概要（教育情報の公開）>IV. 入学・卒業・進路の状況 https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu4.html に掲載している。
8	授業科目、授業の方法及 び内容並びに年間の授業 の計画に関すること	本学ウェブサイト 基本情報一覧（カリキュラム）履修ガイド/シラバス https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/
9	学修の成果に係る評価及 び卒業又は修了の認定に 当たっての基準に関する こと	本学ウェブサイト 履修ガイド/シラバス https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/
10	校地、校舎等の施設及び 設備その他の学生の教育 研究環境に関すること	本学ウェブサイトに掲載している。 大学概要（教育情報の公開）>VII. 校地・校舎等の施設その他 学生環境 https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu7.html
11	授業料、入学料その他の 大学が徴収する費用に關 すること	本学ウェブサイト「入学会・学費等・奨学金について」に掲載し ている。 https://www.minatogawa.ac.jp/exam/expense.html
12	大学が行う学生の修学、 進路選択及び心身の健康 等に係る支援に関するこ と	学生相談センター https://www.minatogawa.ac.jp/student/consultation.html 地域連携センター https://www.minatogawa.ac.jp/society/

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	学校法人湊川相野学園ウェブサイト事業報告書 http://www.minatogawa-aino.net/report/ に掲載している。 役員名簿 http://www.minatogawa-aino.net/common_img/pdf/yakuin.pdf 寄付行為 http://www.minatogawa-aino.net/common_img/pdf/kifukoi.pdf 役員に対する報酬等の支給の基準は準備中

[注] 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

湊川短期大学における研究活動行動規範

湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程

湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制

湊川短期大学における公的研究費の物品調達等事務手続きルール

湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収（業者の皆様へ）

湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について

湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理体制

湊川短期大学における公的研究費の適正管理に関する相談窓口について

湊川短期大学における公的研究費の不正防止計画

湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手続等に関する取扱要項

湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程

以上短大規程集

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

自己点検・評価委員会：末本（学長）、田邊（ALO）、鶴田（人間生活学科長）、大西（幼児教育保育学科長）、大西則（法人本部総務部長）、金澤（短大事務局長）、堀（参与）、馬把（短大事務局総務課長）、渡邊（短大事務局教務学生課長）

自己点検・評価の組織

自己点検・評価委員会の活動

本委員会は学長のリーダーシップのもとで、ALO および各学科長・短大事務局・法人本部から選ばれるメンバーによって構成されており、短大全体の自己点検・評価に関する取組を統括をしている。

自己・点検評価は各項目について分担執筆の形をとっています。すべての教職員が何らかの形でかかわるようになっている。各学科・委員会・センターでは、必要に応じて記述内容の確認をし、課題などについても事前に共有している。また報告書は作成後すぐに公開され、課題を整理したものが教授会で報告され、すべての教職員が内容を確認すとともに課題を共有する態勢が取られている。また自己点検・評価を実施するにあたって確認された課題を集約した「湊川短期大学活動計画実施報告集」が別に作られ、教職員全員に配られるとともに半期ごとに課題解決の進捗を記入し確認することによって、PDCA サイクルを実施している。

また学生の学習成果の獲得に関わる点検と評価を軸にするアセスメントポリシーが策定されており、自己点検評価委員会は短大全体の事項に関わるアセスメントを担当することになっているほか、教務委員会と FD・SD 委員会と連動した一体的なアセスメントに取り組んでいる。



2019年6月 2019年度湊川短期大学活動計画策定

2019年10月 2019年度湊川短期大学活動計画中間報告

2020年2月 自己点検評価委報告書の書き方指導・観点別担当者振り分け

2020年5月 各担当者執筆期限

2020年6月 エビデンス確認・2019年度年度湊川短期大学活動評価

2020年7月 報告書完成

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生便覧 [2019 (令和元) 年度]、2 教務案内 [2019 (令和元) 年度]、
3 湊川短期大学大学案内 [2020 (令和2) 年度]、4 学生募集要項 [2020 (令和2) 年度]、
5 ウェブサイト「大学概要」 (<https://www.minatogawa.ac.jp/college/>)
6 学則

- 備付資料 4 湊川相野学園創立 100 周年記念誌、
4 - 1 学園誌「みなとがわ」、
4 - 5 末本 誠「湊川学研究の発展に向けて」湊川短期大学紀要第 56 集、2019 年度、
5 - 1 連携協定書、5 - 2 三田市民大学募集案内、
5 - 3 保育士等キャリアアップ講座実施状況、5 - 4 教員免許状更新講習実施状況、
5 - 5 キャリア形成訪問指導事業、5 - 6 介護入門的研修、
8 - 4 教授会議事録、
9 地域連携会議議事録及び資料 (2019 (令和元年度) 地域連携に関する活動実績))
ウェブサイト「大学概要 (地域連携センター)」
<https://www.minatogawa.ac.jp/society/>
38 - 4 地域連携センター登録ボランティア名簿

備付資料 - 規程集

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学には短期大学固有の「建学の精神」は存在しないが、母体である湊川相野学園の「建学の精神」と「学園の教育目標」が存在する。これを基に「湊川短期大学の教育指針」および「湊川短期大学の教育目標」が定められており、これらが総体として本学の存在理由および教育理念・理想を明確に示すものになっている。これら本学の建学に関わる基本理念・理想は、学則の「目的及び使命」において「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、高い教養と人間生活、幼児教育・保育に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、良識と実践力を備えた有為な社会人を育成することを通じて、平和で持続的な社会の発展に寄与することを目的とする」と、明確に規定されている（学則第1条）。(提出 - 1~5)

本学の建学に関わる基本理念や理想は、「建学の精神」において「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する」と述べられていることや、「湊川短期大学の教育指針」において「自立心と向上心に富み幅広い教養と専門的技能をあわせもった、ケアの精神と地域への関心を基本的資質とする、平和で持続的な社会の発展に資する有

為な人材を育成する」と述べられていることのように、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。この点は、学則第1条の冒頭で「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき...」と明確に謳われていることによって、さらに明らかなものになっている。(提出-1、5)

「建学の精神」には「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力とを基本とする」と、3回にわたる壊滅的な災害（水害・戦災・火災）を乗り越えてきた本学の創設者によって確立された、私立学校としての個別・固有の理念が示されている。

これら建学に関わる基本文章はウェブサイトに掲載されているほか、大学案内や教務案内をはじめとする本学発行の印刷物（入試パンフレット、学園誌など）に収録されており、その配布を通じて広く学内外に公表・表明されている。(備付-4-1)

理事長は、年度初めの教職員対象の行事、入学・卒業式および「湊川のあゆみ」の授業等において本学の「建学の精神」が有する意味を説明・周知する場を設けており、学長も諸行事および教授会、

「湊川のあゆみ」等の授業の中でこの文章を取り上げることによって、教職員および学生が「建学の精神」を理解し共有する機会を設けている。「建学の精神」関連文章は、2019年度に本学園が創立100周年を迎えるにあたり、理事会において学園の校種間にあった「建学の精神」関連の表現の相違を統一するための修正が行われ、これを基に学園の教育全体を一体的に発展させる必要が確認された。(備付-4) また短期大学の基本理念に関わる文章については、毎年、年度末に学科会や教授会において定期的な見直しを行っているほか(備付-8-4)、創設者が建学にかけた願い（理想）に関わる建学当時の創設者の事績にかかる新しい発見が「湊川学研究の発展に向けて」（末本 誠『湊川短期大学紀要』第56集、2019年度）としてまとめられ、教授会においてもその事実が紹介され共有が図られている。(備付-4-5)

[区分 基準I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準I-A-2の現状＞

本学は「湊川短期大学教育指針」において「自立心と向上心に富み幅広い教養と専門的技能をあわせもった、ケアの精神と地域への関心を基本的資質とする、平和で持続的な社会の発展に資する有為な人材を育成する」ことを示し、「同教育目標」に「地域の課題を自分のこととして受け止めることができる」ことを挙げているように、地域に開かれ地域に支えられる短期大学づくりを目指している。

具体的な取組みとしては地域住民や現職教員・保育関係者のために、三田市民大学（対象：一般市民）・保育士等キャリアアップ研修（対象：現職保育士等）・教員免許状更新講習（対象：教員免許状の更新を必要とする者）・キャリア形成訪問指導事業（介護施設に勤務している職員を対象）・介護入門的研修（地域の人対象）を実施してきている。(備付-5-2～5-6) また本学では地域貢献の拠点として地域連携センターを設置しており、三田市をはじめとする近隣自治体や関係団体・学校等との連携・協力による地域貢献活動の実施・推進に取り組んでいる。現在まで連携協定を締結し、連携事業を進めている組織・団体は、三田市（2014～）・丹波市（2015～）・兵庫県立三田西陵高等学校（2015～）・兵庫県立有馬高等学校（2016～）・兵庫県立三田祥雲館高等学校（2018～）・兵庫県立川西明峰高等学校（2018～）・兵庫県立人と自然の博物館（2019～）である。(備付-5-1) また本学の地域連携活動・人材育成・教育活動などに関する協議および意見聴取を目的に、地域の行政・教育・福祉・町内会等の代表者によって構成される「地域連携会議」を組織し、年2回の会議を定例で開催している。(備付-9)

1年生向け授業の「湊川のあゆみ・地域社会入門」では、前半に行われる本学の歴史や教育理念、人材育成の目的等の講義と指導を踏まえて、地域を支える人材育成への導入として学生が学外に出かけ、地域で展開しているさまざまな住民の活動に実際に触れ、経験を通して学ぶ授業内容が用意され実施されている。これは授業を通した、地域貢献活動になっている。実地に出かけている地域および課題は、三田市母子地区の茶業農家・篠山市今田地区の立杭焼の窯業組合・同地区におけるフォトロゲイニング（指定された自然の中の地点を捜し歩き、証拠に写真を取りながら数を競うスポーツ）・三田市内の放課後等デイサービス・ユニバーサルスクール（発達障害児への療育支援）・兵庫中央病院（筋ジストロフィー・重症心身障害者の入院患者との交流）・三田市駅周辺のユニバーサル・デザインの状況調査である。それぞれ地域の課題解決に学生が与する機会になっているが、中でも母子茶業者のグループでは三田市内の和菓子店西村清月堂とのコラボレーションによって、母子茶を用いた新しい和菓子「母子茶生どら焼き」が開発され定番商品として実際に販売されるようになった。



学生のボランティア活動に関しては、地域連携センターに「登録ボランティア制度」を設け、登録学生に対するボランティア情報の提供や活動勧奨を行っている。（備付 - 9、38 - 4）

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞
特になし

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

度重なる災害にあったため、本学園創立当時を知る資料が全く残されていない中で、この間の調査活動により、いくつかの新しい発見があった。それによれば、本学には現東京家政大学を介して福沢諭吉に代表される近代的な女子教育の思想が、成蹊大学を介して大正自由教育の思想が流れていることが判明した。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

提出資料1 学生便覧 [2019（令和元）年度]、2 教務案内 [2019（令和元）年度]、

5 ウェブサイト「大学概要」（<https://www.minatogawa.ac.jp/college/>）、6 学則

備付資料 4 - 2 専攻会議事録、

9 地域連携会議議事録及び資料（平成 30 年度地域連携に関する活動実績）

ウェブサイト「大学概要（地域連携センター）」

<https://www.minatogawa.ac.jp/society/>、

11 - 1 学科会議事録

備付資料 - 規程集

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準II-A-6）

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学は基準 I -Aにおいて示した「建学の精神」と「学園の教育目標」に基づいて短期大学の「教育指針」と「教育目標」を定めており、これらと一体性を保ちながら学則において各学科・専攻課程の教育研究上の目的が、次のように定められている（第 2 章の 2）。（提出 - 6）

(1) 人間生活学科人間健康専攻

生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

「建学の精神」の前段にある「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力を基本とする」は、本学の教養教育と専門教育の全体を通して学生が獲得する人間性全体に関わる資質・能力の表示であり、学則が示す各学科・専攻課程における専門教育によって達成される学習成果の基盤に位置づく。また後段の「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する」は、以下に示す各学科・専攻課程の教育目的・目標において、各専門の具体的な資質・能力形成上の課題として提示されている。「湊川短期大学教育目標」については、次の 1-B-2 において説明する。

以上を受けて各学科・専攻課程は、それぞれの具体的な教育目的・目標を以下のように設定している。

【人間生活学科共通】

教育目標：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、医療・福祉・教育の知識・技能を修得し、それらを社会で実際に活かすことができるような人材を育てる。さらに、医療・福祉・教育の観点から地域社会の課題を見つけ、自ら課題解決に取り組むことができるよう努力できる姿勢を育てる。

【人間生活学科人間健康専攻】

教育目的：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

教育目標：生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知

識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

【人間生活学科生活福祉専攻】

教育目的：人権を尊重する精神を基盤に、福祉・介護に関する知識と技術を研究、修得することにより、人々の生活の意味や生きることの価値を理解し、相手の立場に立ち自立支援を行うことができる、実践力を備えた有為な福祉職の育成を目的とする。

教育目標：自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し、必要な支援をすることができるよう、福祉、介護についての知識や技術を修得し、チームケアを実践することができる人材を育成する。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

【幼児教育保育学科】

教育目的：豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

教育目標：仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる。

これらの本学における各学科・専攻課程の教育目的・目標は、学内に向けては学生便覧を始めとする印刷物への掲載によって、また学外に向けてはウェブサイトへの掲示によって広く表明されている。

(提出 - 1、5) また非常勤講師向けに教務案内を作成し、各学科・専攻課程の教育目標を明示し理解を図っている。(提出 - 2)

これらの各学科・専攻課程の教育目的・目標は毎年度、年度末の学科・専攻会議において論議され、本学の教育活動が地域からの期待に応えるものになっているかどうかを点検し、必要がある場合には修正を行っている。また年2回開催されている地域連携会議において、これら各学科・専攻課程の教育目的・目標およびシラバスの概要等を説明し、高等学校関係者を含む委員からの意見を求める意見交換を行うという形で、学外者の視点からの点検・検討を定期的に行っている。幼児教育保育学科の在学生については、実習に関する打ち合わせ会等を通じて実習園との連携と情報共有を密にしているほか、保育現場が求める資質形成を本学の教育目的・目標およびそれに基づく指導に反映させるよう、常にその把握に努めている。附属園との関係では、実習の質向上に関する合同での会議の場を設けているほか、本法人として「求められる保育者像」を明らかにするための短大教員と附属園教員合同の研修会を開催している。また理事長のリーダーシップの下で、高校・短大・附属園を要する学園として一貫した保育者養成に取り組む学園連携プロジェクトが始動しており、高大接続と幼大接続を内容とする議論の中で幼児教育学科の教育目的・目標の改善に取り組んでいる。(備付 - 9)

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規程に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学は「建学の精神」と「湊川短期大学教育指針」を基に、「湊川短期大学教育目標」を策定してい

る。これは教職員全員が参加した議論を基に作られたものであり、教職員には形成したい学生の人間的な力を意味すると同時に、学生には自分が在学期間の学修を通じて獲得する職業人・社会人としての基本的な資質・能力（学修成果および到達目標）を定めたものである。この文章は、「建学の精神」を構成する「i 何事にもくじけぬ不屈の精神」「ii 誠をもって貫き通す強い意志の力」「iii 平和を尊ぶ高い徳性と健全な心身」「iv 新時代に即応できる知性や技術」「v 有為な社会人」を、今日的な言葉に置き換え、より具体的な資質・能力として定めている。これはループリックの形式に置き換えられ、年度初め・年度末にこれに基づいた学生の自己評価が行われている。

- ① 自分の目的に向けて前向きに努力することができる（i に対応）
- ② 人権意識を持ち、人の痛みを知り、人に心を寄せることができる（ii・iii に対応）
- ③ 人と協調して仕事（課題解決）に取り組むことができる（i・ii に対応）
- ④ 地域の課題を自分のこととして受け止めることができる（iv・v に対応）
- ⑤ 先を見通して必要な手順を組み立てることができる（iv・v に対応）
- ⑥ 積極的に自分の考えを表現することができる（v に対応）
- ⑦ 自分の生涯のキャリア形成に关心をもっている（i・v に対応）

各学科・専攻課程においては、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて、以下の知識・技術・能力・態度を学修成果として定めている。（提出 - 1、2、5）

【人間生活学科共通】

学修成果：

- (1) 社会性をもち、他者と協調することができる
- (2) 医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
- (3) さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- (4) 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
- (5) よりよい援助を行うために、自ら高め努力しようとする姿勢をもつ
- (6) 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- (7) 地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
- (8) 自分のこれから的人生に対する前向きな態度を有する

教育目標との関係：

湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、医療・福祉・教育の知識・技能を修得（2）し、それらを社会で実際に活かす（1、3）ことができるよう人材を育てる。さらに、医療・福祉・教育の観点から地域社会の課題を見つけ（6、7）、自ら課題解決に取り組むことができるよう努力できる姿勢（4、5、8）を育てる

【人間生活学科人間健康専攻】

学修成果：

- (1) 仲間や集団と協調することができる
- (2) 医療・教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを実地に活かすことができる
- (3) 人権意識を持ち、人と協調して課題解決に当たることができる
- (4) 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
- (5) 自分のこれから的人生に対する計画的で前向きな態度を有する
- (6) 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

教育目標との関係：

生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の観点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得する（1、2、3）ことにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する（4）。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる（5、6）。

【人間生活学科生活福祉専攻】

学修成果：

- (1) 人間の尊厳を理解している
- (2) 生活についての自らの考えをもっている
- (3) 対人援助に関するエビデンスを理解することができる
- (4) 社会のなかでの自分の役割を理解することができる
- (5) 協同して課題を解決しようとすることができる
- (6) 学び続けることの必要性を理解している
- (7) 自らの人生について目標をもっている

教育目標との関係：

自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し(1、2)、必要な支援をするとができるよう、福祉、介護についての知識や技術を修得し(3)、チームケアを実践することができる人材を育成する(4、5)。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる(6、7)。

【幼稚教育保育学科】

学修成果：

- (1) 地域の幼稚教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- (2) 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- (3) 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- (4) よりよい幼稚教育・保育のために努力することができる
- (5) 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

教育目標との関係：

仲間と協同して地域の幼稚教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する(1、2)。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度(3)、よりよい幼稚教育・保育のために努力できる姿勢(4)、自分の人生を前向きに考えていく気持ち(5)を育てる。

以上の学修成果は、学内向けには学生便覧および履修ガイドによって、学外向けにはウェブサイトにおいて広く表明している。**(提出 - 1、5、7)**

短期大学は学校教育法において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を目的とする4年制大学とは異なる大学の一種と位置づけられており(第108条)、この観点から人間生活学科および人間健康専攻では、定例の学科会議(毎月1回実施)において、学生の学修成果の点検および評価を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況については精査を行い、教育水準の向上に努めている。生活福祉専攻においても半期ごとに免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況について精査を行っている。幼稚教育保育学科では、定例の学科会議(毎月1回以上実施)において、学生の学修成果の点検を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況について精査を行っている。**(備付 - 11 - 1)**

**[区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準I-B-3の現状>

本学は卒業・学位授与(DP)、カリキュラム(CP)、入試(AP)に関するいわゆる3つのポリシー

を、一貫性をもったものとして (DP→CP→AP) 策定し公表している。

人間生活学科（人間健康専攻および生活福祉専攻）、幼児教育保育学科では、DPを「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学・介護福祉学・幼児教育保育学）の学位を授与する」と定め、それぞれの具体的要件を示している。またCPについても、「短期大学の教育指針、教育目標、（人間生活学科・幼児教育保育学科の）教育目標、同DPに示す人材を育成するため、以下の方針でカリキュラムを編成する」と定め、それぞれの具体的な要件を示している。APは「建学の精神と短期大学の教育指針・教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を（人間生活学科（人間健康専攻および生活福祉専攻）、幼児教育保育学科）の学生として受け入れる」と定め、それぞれの具体的要件を示している。（提出-1、2、5）

3つの方針は、2016度末に学科会および専攻会において議論を重ねて改訂されたものである。また2018年度末には、組織改編によって2019年度をもって廃止になる人間生活学科生活福祉専攻と幼児教育保育学科に接続する新たな1年制の専攻科生活福祉専攻としての発足という変化が生じるため、学科会および専攻会において3方針の再度の見直しが必要になることが確認されている。

本学全体および各学科・専攻課程においては、全体的に3つの方針を踏まえてカリキュラム編成（教養科目や専門科目の設置など）が行われており、入学試験が実施されている。シラバスには、各教科目とDPとの対応関係が示されている。人間生活学科生活福祉専攻では専攻独自の取組として、3つの方針の内容の解釈や理解を深めながら、各科目がどのように学修成果に繋がっているかを検証し、学科・教授会での議論につなげている。（備付-4-2）

3つの方針は、学内向けには学生便覧や非常勤講師向けの教務関係資料に掲載されており、学外向けにはウェブサイトに掲載して、広く表明されている。（提出-1、2、5）

＜テーマ 基準I-B 教育の効果の課題＞

特になし

＜テーマ 基準I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出資料8 自己点検・評価委員会規程、8-1 自己点検・評価委員会組織図

備付資料6～8 自己点検・評価報告書〔2017（平成29）年度、2018（平成30）年度、2019（令和元）年度〕、

8-1 ウェブサイト「短期大学基準協会による第三者評価結果」

https://www.minatogawa.ac.jp/college/minato_jaca.html、

8-2・3 湊川短期大学活動計画実施報告集〔2018（平成30）年度、2019（令和元）年度〕、

8-6 FD資料（2018（平成30）年9月27日）、

8-7 教務委員会議事録、

8-8 FD・SD実施計画・配布資料、

9 地域連携会議議事録及び資料（2019（令和元）年度地域連携に関する活動実績）

ウェブサイト「大学概要（地域連携センター）」

<https://www.minatogawa.ac.jp/society/>

9-1 地域連携会議委員名簿〔2019（令和元）年度〕、

11 履修カルテ、介護実習実践カルテ、

11-1 学科会議事録、

- 11-2 FD資料「湊川短期大学のアセスメントポリシー策定について」(教授会2018(平成30)年8月)、
- 11-3 湊川短期大学アセスメントポリシー策定要綱(教授会2018(平成30)年9月)、
- 11-4 アセスメント実施計画(教授会2018(平成30)年9月)
- 13 湊川短期大学の教育目標にかかる学修成果の確認ループリック(評価基準)
- 25 授業評価アンケート結果、コメント

備付資料 - 規程集

[区分 基準I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準I-C-1の現状>

本学では、社会から期待される短期大学としての責務を果たすべく教育研究活動に取り組んできており、その質を保証するためのツールとして自己点検・評価に積極的に取り組んでいる。

本学には、自己点検・評価活動のための自己点検・評価委員会規程が作られており、この規程に基づいた自己点検・評価委員会が組織され活動している。自己点検・評価委員会の委員長は、学長が務めALOが副委員長を務めている。(提出-8、8-1) 具体的な活動としては、毎年、自己点検評価委員会による自己点検・評価の結果をまとめた報告書が作られているほか、自己点検・評価活動から見い出された課題を集約し、その解決に向かう進捗状況を点検・確認するアジェンダとして、「湊川短期大学活動計画実施報告集」が作られ日常的な自己点検・評価の具体化・実質化が図られている。(備付-8-2、8-3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、評価項目を当該の担当者が分担して実施するように配慮している。年度ごとの湊川短期大学自己点検・評価報告書は、ウェブサイトに公開されている。(備付-6~8、8-1)

本学の自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会の指示のもとで、実質的には全教職員にその執筆分担が振り分けられて作成されており、全教職員が関与している。また課題を共有して解決にあたる態勢をとるため、「活動計画実施報告集」を全教職員に配布している。「活動計画実施報告集」では課題解決の進捗状況を確認する態勢を取ることを目的に、自己点検・評価の結果を課題一覧として集約し、年度初めと中間、年度末のチェックをすることになっており、年間を通じて改革・改善の進捗状況を確認する態勢をつくっている。「活動計画実施報告集」は、前年度の自己点検・評価活動の結果を実績・残った課題・今年度の計画として記述し、その進捗を通年で確認するような仕様になっている。(備付-8-2、8-3)

本学では地域連携会議を組織し、高等学校関係者が委員として参加している。同会議では、本学の地域連携の一環として教学にかかる現状を報告し、意見を聴取している。(備付-9、9-1) また自己点検・評価の一部として行われる学生による授業評価アンケートの結果を、外部の専門家に依頼して点検してもらい、その結果を全員で共有するFDを実施した。(備付-8-6)

[区分 基準I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。

- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I -C-2 の現状＞

本学では、2018 年度から教育の質保証を目的にしたアセスメント体制構築の必要を自覚し、その取り組みを始めた。2018 年 8 月の FD で「湊川短期大学のアセスメントポリシー策定について」を取り上げたほか（報告は学長）、9 月に「湊川短期大学アセスメントポリシー」を策定し学習成果の拡充に向けた体制づくりに取り組み始めた。（備付 - 11 - 2、11 - 3、11 - 4）このポリシーでは、学生の入学から卒業に至る全課程を対象にし、①短大全体の教育の質保証（自己点検・評価委員会が担当）②学科・専攻・専攻科のカリキュラムの改善（教務委員会が担当）③授業科目の改善を目的にした査定（FD 委員会が担当）の三層に分かれたアセスメントを実施することになっている。IR 委員会は、それぞれのアセスメント活動をデータ提供の観点からサポートすることになっている。

このポリシー策定以前から、本学が行ってきたアセスメントには次のものがあった。①年次の自己点検・評価活動を軸としたアセスメント（年次の自己点検評価・年次の課題報告集・法人への年度事業報告・入学者の動向調査）②基本文章等のアセスメント（学則・教育指針・教育理念の見直し、3 つのポリシーの見直し）③学生の学習成果の点検（学生生活実態調査・授業評価・学生の学修行動学修時間調査・教育目標にかかる学修成果の確認ループリック・キャリア教育関連科目での学習成果の評価・教員が個別に行う授業評価。本学のアセスメントポリシーは、このうち③を主な対象とするアセスメント体制を構築しようとするものであった。この体制構築では、IR と連動したエビデンスに基づく具体的な教育活動に関するアセスメントが必要であったため、従来の自己点検・評価とは別の体系を構想することになった。しかしそのため、類似の活動が複数重複する事態が生じていることは否めない。

2019 年度においては、学生の授業評価アンケートや学生生活実態調査、学生の学修行動・学修時間調査、教育目標にかかる学修成果の確認ループリック等が、従来からの自己点検・評価活動の枠組みで継続実施された。これと重複する形にはなったが、今年度のアセスメントポリシーの策定をインセンティヴとする新たな取り組みとして、上記アセスメント体制の②の教務委員会を中心とするカリキュラム改革と③の FD 委員会による授業方法の改善に関わる取り組みが具体化した。後者の実施にあたっては、IR 活動との連動が図られ学生の授業評価アンケートの結果への判断・分析をどのように共有し、改善に結びつけるかという課題に取り組んだ。③については、学生の授業評価アンケートの結果を基に評価の高かった先進事例の抽出と、自由記述を基にした課題の抽出と共有が試みられた。前者については今後への継続が期待されるものの、後者については急進的で担当の教員に過重な負担をかけることになったため、実施方法の再検討が必要になっている。（備付 - 8 - 7、8 - 8）

人間生活学科生活福祉専攻個別の取組として、教職課程における履修カルテおよび介護福祉士関連科目における介護実習実践カルテを利用している。（備付 - 11）

以上の学習成果の査定方法の定期的な見直しに関わる取り組みとしては、2018 年度に学外の専門家を招いて学生の授業評価アンケートの結果を基にした評価方法の見直しを行い、FD でその課題の共有が図られたが、今年度は実施していない。また、「教育目標にかかる学修成果の確認ループリック（評価基準）」評価の結果についても、今年度はこの評価活動がルーティーン化した段階に留まっており、その成果の確認には至っていない。査定の手法の定期的な点検は、今後の課題である。（備付 - 8 - 6、13）

以上の組織的な取組の外に、教育の質の向上を目的とした取り組みは教員個人、各学科・専攻課程の各段階において行われている。教員個人については担当教科において、教育内容の検討および教材研究を行い、「学生による授業評価アンケート」や授業実施ごとの学生からのコメント評価等を参考に自主的に検証し授業改善につなげている。（備付 - 25）各学科・専攻課程においては、それぞれの定期会議においてカリキュラムの見直しなどの機会に論議され、学科としての課題を明らかにする取組みをしている。（備付 - 11 - 1）

このように、本学の学習成果の充実および教育の質保証に関する自己点検評価ないしはアセスメン

ト活動は、一定の取組みを積み上げてきてはいるものの、必ずしも整理されたものになっているとはい難いのが現状であり、効果も判定しにくい。十分とは言わないまでも本学において、PDCAサイクルの活用は一定の成果を上げていると考えているが、さらに拡充する必要はある。

短期大学は教員数が少ないため、構想は出来ても実施に移すことが困難になることが少なくない。多額の費用を要するIR活動は、その典型的な例である。今日までの本学のアセスメントに関するポリシーの原則は、少しずつでもできるところからIR活動を展開し、エビデンスに基づいた改善につなげるということである。現在までに実現できたのは上記のカリキュラムの改善と授業評価に関わる改善への取組みであるが、学習成果の充実と教育の質保証は短大としての存続の要であるとの自覚の下で、さらに継続した取組みをする必要がある。

なお、学校教育法の改正や短期大学設置基準等の改正時は、短大事務局において必要な手続きを踏み、関係法令の変更内容などを適宜確認し、教職員への周知を含め法令順守に努めている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

- 1：現在は地域連携という観点から、教学に関する高等学校関係者の意見の聴取を実施しているが、自己点検・評価活動の趣旨に即して、意見聴取の範囲をさらにどこまで広げるかの検討が必要である。
- 2：アセスメントの手法についての点検は、2018年度に外部講師を招いて学生の授業評価アンケートの有効性を検証したのに留まっている。定期的な点検が必要である。
- 3:IR活動と連動させた、学生の学習成果の獲得を焦点とするアセスメント手法の開発が必要である。
- 4：現状では多様に実施されている、自己点検評価およびアセスメントポリシーなどの自己点検の態勢を整理し相互に連動する態勢を構築することによって、PDCAサイクルをさらに有効に機能させる仕組みを工夫する必要がある。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

特になし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題① 建学の精神について自己点検・評価委員会の議題にあげ、検討・見直しを行う

→ 建学の精神について自己点検・評価委員会の議題にあげ、検討・見直しを行った。建学の精神の変更は他の校種にも関わることであり、短大単独の都合によって変更を検討することは困難である。そのため、短大としての教育目標を設定した。なお学園創立100周年を機として、学園の取組として建学の精神の見直しを行い部分的な文言の修正が行われ、寄付行為に反映された。

課題② 学外に対する建学の精神・大学の基本理念についてより理解されるよう、2013年度よりオープンキャンパスでの提示、説明を行う

→ 学外に対する建学の精神・大学の基本理念についてより理解されるよう、2013年度よりオープンキャンパスでの提示、説明を行っている。教育目標を学科・専攻課程別に学修成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示した。

課題③④⑧ 教育目標を学科・専攻課程別に学修成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示する

→ 教育目標を学科・専攻課程別に学修成果とともに大学案内などの印刷物に掲載し、オープンキャンパスにおいても明示するようにした。

課題⑥ 人間生活学科生活福祉専攻における学修成果の質的把握のデータの測定について研究する

→ 介護実習実践カルテを作成し、実習を中心とした学修成果を質的に測定する仕組みを2013年度より導入した。

課題⑦ 学習成果を学内外に表明できるよう、ウェブサイトに公開する

→ 本学ウェブサイトに公開した。

課題⑤⑨⑩ 教育の向上・充実にむけ、現在行っている教員個人、学科の取り組みを整理し、学習成果をふまえた、実行可能で有効なPDCAサイクルのあり方を全学的に検討する

→ アセスメントポリシーを策定し、全学的なアセスメント体制を構築した。また自己点検・評価活動として、前年度の評価を基に次年度の課題を集約し計画的にその解決を図るための活動計画実施報告集を作成し、課題解決の進捗を確かめながら取り組む態勢を構築した。教育の質向上の取組は、この中の教務委員会および各学科・専攻課程の点検項目として位置づいている。

課題⑪ 定期的な自己点検・評価に反映させることをめざし、現在定期的に収集している基礎資料を組織的に活用して日常的な自己点検・評価を実施するためのシステム構築を検討する

→ IR委員会を設置し、手始めに学生の授業評価アンケート結果の組織的な活用に取り組んだ。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1: 現在は地域連携という観点から、教学に関する高等学校関係者の意見の聴取を実施しているが、自己点検・評価活動の趣旨に即して、意見聴取の範囲をさらにどこまで広げるかの検討が必要である。

→ 地域連携会議での教務関連事項についての意見聴取に加えて、高大連携という観点から同法人に属する三田松聖高等学校および連携協定を締結している高等学校を中心に、意見を聴取する機会を増加する。

2: アセスメントの手法についての点検は、2018年度に外部専門家を招いて学生の授業評価アンケートの有効性を検証したのに留まっている。定期的な点検が必要である。

→ 外部専門家の指摘を受けた修正・施行の結果を踏まえて、数年に一度の点検を行う。

3: IR活動と連動させた、学生の学習成果の獲得を焦点とするアセスメント手法の開発が必要である。

→ 予算の制約はあるが、IR委員会で学生の学習成果の獲得に関するアセスメント手法を取り上げ、可能な範囲でその活用に取り組む。

4: 現状では多様に実施されている、自己点検評価およびアセスメントポリシーなどの自己点検の態勢を整理し相互に連動する態勢を構築することによって、PDCAサイクルをさらに有効に機能させる仕組みを工夫する必要がある。

→ 自己点検・評価活動の内容およびアセスメントポリシーに基づくアセスメント項目と、各学科・専攻課程および各教員が個別に行っているアセスメント事項の重複関係を精査し、PDCAサイクル活用により取り組みやすい態勢構築に取り組む。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧 [2019 (令和元) 年度]、4 2020 年度学生募集要項 [2020 (令和 2) 年度]、
 5 ウェブサイト「大学概要」<https://www.minatogawa.ac.jp/college/>、
 7 履修ガイド、9 総合型選抜ガイド (AO) [2020 (令和 2) 年度]
 10-1 ウェブサイト「カリキュラム (シラバス)」
<https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/>

備付資料 4-2 専攻会議事録、

5 - 9 三田松聖高等学校教育懇談会議事録 [2019 (令和元) 年度]、
 8-4 教授会議事録、8-5 委員会・ワーキンググループ・センター委員担当者表、
 11 - 1 学科会議事録、
 12 学修行動・学修時間調査
 ウェブサイト「学修情報の公開 (学修行動・学修時間調査)」
https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu12.html
 12-1 卒業認定時の履修単位数及び個人成績表 (教務資料)、12-2 資格試験合格者数(教務資料)、
 12-3 幼稚園教諭・養護教諭免許状取得者数 (教務資料)、
 12-4 カリキュラムツリー
 ウェブサイト「カリキュラム (カリキュラムツリー)」、
<https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/>
 12-5 入学者数と卒業者数、
 12-6 入試実施要領、
 12-7 ウェブサイト「入試要項、学費等」<https://www.minatogawa.ac.jp/exam/>、
 12-8 オープンキャンパス案内
 13. 湊川短期大学の教育目標にかかる学修成果の確認ルーブリック (評価基準)、
 14-1 就職先一覧、14-2 長期履修学生規程、14-3 実習記録用紙、
 14-4 履修カルテ、14-5 教育実習評価票、14-6 臨床実習評価、
 14-7 自己評価シート (幼児教育保育学科)、
 16 卒業生の職場での能力発揮に関する本人の意見及び職場上司の意見調査報告、
 17 ウェブサイト「学修情報の公開 (卒業生・事業所アンケート)」、
https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu12.html
 25 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート、26 専任教員個人調書、
 27 非常勤講師一覧

備付資料 - 規程集

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

本学は下記のような形で、学生の短期大学士としての卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー：DP）を明確に示し、学修成果の基準と対応させながら認定・授与を決定している。

人間生活学科としてのDPは2専攻課程にまたがる学位授与の方針であるため、卒業要件を包括的に示しており、卒業要件や資格取得要件・成績評価基準等の内容を具体的に示すものにはなっていない。より具体的な要件は、各専攻課程のDPとして定められている。学則では「学科の教育研究上の目的」（第5条の2）および「卒業の要件」（第23条）「資格の取得」（第24条）「卒業の認定および学位」（第25条）が定められており、その下に「成績評価に関する規程」（第2章）を含む教科目履修規程が定められている。DPは、これら卒業・学位授与・資格修得・成績評価に関する制度として実施される、学生の学習に関する大きな方針および要件を示している。人間生活学科の2つの専攻課程のDPは、学修成果と対応させながら以下の通り定められている。（対応関係を矢印にて示す）。

人間生活学科共通：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学・介護福祉学）の学位を授与する。

- ① 学科の教育課程を修了して得た専門的知識・技術を実践的場面で活かすことができる → 学修成果②・④に対応
- ② 人権尊重の意識をもち、自己の資質能力を磨き、自分の目的に向かって前向きに努力することができる → 学修成果③・⑤・⑧に対応
- ③ 人とコミュニケーションをとり、協調して活動することができる → 学修成果①・③に対応
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、課題解決に向けて努力することができる → 学修成果⑥・⑦に対応

* 学修成果：

- ① 社会性をもち、他者と協調することができる
- ② 医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自ら高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
- ⑧ 自分のこれから的人生に対する前向きな態度を有する

同学科人間健康専攻のDPは、短期大学士（人間生活学）としての卒業・資格取得の方針を明確に定めている。→学修成果①～⑥に対応

また同学科生活福祉専攻のDPは、短期大学士（介護福祉学）としての卒業・資格取得の方針を明確に定めている。→学修成果①～⑦に対応

これらの方針は、学則・教科目履修規程等によってさらに具体的、詳細に規定されている。（提出-1）

人間生活学科人間健康専攻：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学）の学位を授与する。

- ① 心身の健康に関する専門的な知識や技術・技能を修得する → 学修成果②に対応
- ② 人の健康に携わる使命と責任を自覚し、学んだ専門的知識・技術を実践場面で活かすことができる → 学修成果②・④に対応

- ③ 人と協調して課題解決できる能力を身につける → 学修成果①・③に対応
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、健康問題を主とした課題の解決に取り組むことができる → 学修成果⑤・⑥に対応

* **学修成果：**

- ① 仲間や集団と協調することができる
- ② 医療・教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを実地に活かすことができる
- ③ 人権意識を持ち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
- ⑤ 自分のこれから的人生に対する計画的で前向きな態度を有する
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

人間生活学科生活福祉専攻：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する。

- ① 福祉、介護に関する専門的な知識や技術・技能を修得する → 学修成果①・③に対応
- ② 福祉、介護に携わる使命と責任を自覚し、学んだ専門的知識・技術を実践場面で活かすことができる → 学修成果④・⑥に対応
- ③ 互いにかけがえのない存在であるという人間観をもち、よりよい生活を追求することができる → 学修成果①・②・⑥に対応
- ④ 人間の生活を科学的に考察することによって、課題解決のためのよりよい支援方法を見出すことができる → 学修成果②・⑦に対応
- ⑤ エビデンスを基に、共同して地域での人々の生活を向上させることができる → 学修成果③・④・⑤に対応

* **学修成果：**

- ① 人間の尊厳を理解している
- ② 生活についての自らの考えをもっている
- ③ 対人援助に関するエビデンスを理解することができる
- ④ 社会のなかでの自分の役割を理解することができる
- ⑤ 協同して課題を解決しようとすることができる
- ⑥ 学び続けることの必要性を理解している
- ⑦ 自らの人生について目標をもっている

幼児教育保育学科の DP は、卒業の要件および学位取得の方針を明確に示している。これらの方針は、学則・教科目履修規程等によってさらに具体的、詳細に規定されている。

幼児教育保育学科：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。

- ① 幼児教育・保育に関する専門的な知識や技術・技能を修得する → 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有し、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることができる → 学修成果①・②に対応
- ③ 一人一人の子どもの成長・発達に向き合うことができる → 学修成果③に対応
- ④ よりよい幼児教育・保育の実現のために努力することができる → 学修成果④に対応
- ⑤ 自分のこれから的人生の展望を前向きに探求することができる → 学修成果⑤に対応

* **学修成果：**

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる

⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

各学科・専攻課程の DP は、学校教育法に基づく学位（短期大学士）の授与に関わる基準であり、元々国際性・社会性を有している。またその DP は、文部科学省の掲げる「各専攻分野を通じて培う『学土力』」、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」、OECD（経済開発協力機構）の提唱する「キーコンピテンシー」や中央教育審議会の諸答申を踏まえて策定されており、時代の要請に応える社会性と国際性を有している。

これらの DP は、2015 年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて定められたが、2016 年度末に新たに改定した。本学では組織の改組が進行中であることもあり、各学科・専攻課程の会議で定期的に議論し見直している。またこの見直しと改定は、自己点検・評価活動の一環としてルーティーン化されている。（提出 - 1、5）

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学修成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学修成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行ってている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学は、カリキュラムポリシー（CP）を下記の通り明確に定め公に示している。各学科・専攻課程の CP は、DP と対応させながら次のように定められている。

人間生活学科共通：（提出 - 1、5）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する → DP ②に対応
- ② 各専攻の専門性に応じて専門科目および学外実習を設置する → DP ①に対応
- ③ 地域社会に貢献することができるよう、コミュニケーション、協調性、課題発見、課題解決への取組などの能力を育成する、キャリア創造コース関連科目を設置する → DP ③・④に対応

人間生活学科ではこの方針に基づき、各専攻課程それぞれの CP を策定し教育課程を編成している。

人間生活学科人間健康専攻：（提出 - 1、5）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する → DP ②に対応
- ② 人の健康に関する専門的知識および技術を身につけることができる、専門科目を設置する → DP ①に対応
- ③ 学内での学びを地域の健康教育活動の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからのかの課題を発見する場として学外実習を位置づける → DP ①・②・③・④に対応

- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるよう、キャリア創造コース関連科目を設置する → DP④に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる → DP③に対応

人間生活学科生活福祉専攻：(提出 - 1、5)

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する → DP③に対応
- ② エビデンスに基づいた支援に必要な知識・技術を修得するために、専門科目を設置する → DP①に対応
- ③ 全人の人間観をもち、他者と協同しながら対象者の自立支援を行うことができるよう学外実習を設置する → DP②に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるよう、キャリア創造コース関連科目を設置する → DP⑤に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる → DP④に対応

人間生活学科生活福祉専攻では、以上の方針に基づいた教育課程を編成している。なおカリキュラムは、介護福祉士養成に必要な科目で構成されているため、資格取得のためには必須となっており、本学の教育目標に沿った科目を必要単位数選択することになっている。

幼児教育保育学科：(提出 - 1、5)

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、および、自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する → DP⑤に対応
- ② 幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や能力を身につけるため、専門科目を設置する → DP①・③に対応
- ③ 学内での学びを幼児教育・保育の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これかららの課題を発見する場として学外実習を位置づける → DP②・③・④に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識および技術を身につけることができるようキャリア創造コース関連科目を設置する → DP⑤に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる → DP②に対応

各学科・専攻課程の教育課程は、次のようにそれぞれの学修成果と対応させながら、短期大学設置基準に従って体系的に編成されている。

人間生活学科人間健康専攻の授業科目は、一般的な教養や社会性の習得及び汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、養護教諭・医療秘書事務・食育のスペシャリストとして求められる専門的な知識や技術の育成に重点を置いた専門教育科目に大別される。養護教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づいて編成されている。医療秘書事務や食育のスペシャリストとしての専門的知識及び技術を身につけるための専門教育科目は、各協会等が定める基準に基づいて編成されている。これらの科目は履修ガイドにおいて区分が明確に示されている。同学科生活福祉専攻においても学修成果と対応させた、分かりやすい授業科目が編成されている。必修科目、選択科目とともに、学科の学修成果、専攻の学修成果に結びつく科目になるよう工夫されている。幼児教育保育学科の授業科目は、一般的な教養や社会性の修得および汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、幼児教育・保育のスペシャリストとして求められる専門的知識及び技術の育成に重点を置いた専門教育科目から構成されている。幼稚園教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づき、また保育士の専門性を身につけるための専門教育科目は厚生労働省が定める基準に基づいて編成している。専門教育科目を根底から支える教養教育科目（湊川のあゆみ、地域社会入門、日本国憲法、人間学入門、茶道Ⅰ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ、コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ、英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、体育実技、体育講義、専門基礎Ⅰ・Ⅱ、統計学入門、生活を科学する、音楽療法、レクリエーション療法といった教養科目）が配置され、CP①として

機能している。さらに、CP②に多く関わる専門教育科目が加わる。そこでは、幼稚園、保育園、施設などで必要となる知識や技術を講義や演習により学んでいくが、最終的には長期にわたる幼稚園、保育所、施設実習を経験することにより幼稚園教諭・保育者としての実践力を身につけ、専門職としての責任を自覚できるよう編成されている。また、CP③に示した自ら考え、判断、対応していく能力を育成するため、アクティブ・ラーニング科目の「養護教諭特別演習」「専門基礎II」を設置するなどして、体系的な教育課程を編成している。(提出-7)

本学では、短期大学設置基準に基づいた単位認定を実施、判定している。卒業するためには2年以上の在学が必要であり、卒業必要単位は64単位以上である。そのうち教養教育科目は14単位以上、専門教育科目は50単位以上履修することとしている。履修登録できる単位数の上限は、1年において55単位と定め単位の実質化に努めている。

各学科・専攻における成績評価は、シラバスに示されている単位認定の方法及び基準に基づき、科目担当教員によって評価・判定されている。教務委員会は各学科・専攻課程の会議を通じて、シラバスに示した基準を厳格に適用した評価をするよう求めている。学生の成績は学科教員が閲覧できるようになっており、学期ごとに教務学生課から提示される専攻課程の学生全員のGPA値を、学科会や専攻会において確認し、次の指導につなげることができるようになっている。人間生活学科生活福祉専攻の複数の教員が担当する科目では、集団で成績評価を行うため、客観的であり透明性の高い評価が行われている。(提出-7、10-1)

シラバスの項目は、「授業の到達目標」・「各回の授業内容」・「授業外学修（予習復習）の内容・時間」・「授業時間数」・「単位認定の方法及び基準」・「使用テキスト（購入必須）・参考書等」のほか、「授業の目的・ねらい」・「授業全体の内容の概要」・「学生へのフィードバック」等であり、必要な事項が明示されている。各項目の記載内容は、年度が始まる前に教務委員会が行うシラバスチェックによって見直され、必要な修正・改善を定期的に行っている。(提出-10-1)

本学の教員は、短期大学設置基準第23~25条に定める「教授・准教授・講師の資格」に基づいて選考・採用され適宜配置されている。開講科目には最適な人材を当てるために、提出された個人調書の個人履歴や、研究業績から検討され、それぞれの専門領域に適合する教員配置が行われている。養護教諭二種免許状の取得を目指す学生に関する専門教育科目には中学校・高等学校教員免許状や養護教諭免許状を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践をふまえた専門教育の強化を図っている。介護福祉士養成においては、厚生労働省の基準に基づき、介護福祉士・看護師免許をもつ教員を配置し、現場での実践経験を踏まえた専門教育の強化を図っている。また、幼稚園・保育所・施設に進路を目指す学生に関する専門教育科目には、幼稚園教諭免許状・保育士資格を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践をふまえた専門教育の強化を図っている。(備付-26、27)

人間生活学科の教育課程の編成はCPに準じて行われているが、教育の場において十分な学習効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な時は、学科長および課題意識を持った各教員からの発議に基づき、学科会で議論されている。同学科人間健康専攻の教育課程の編成もCPに準じて行われるが、見直しが必要な際は定期的に行われる専攻会で議論される。特に専門基礎I・IIにおいては、本専攻の学修成果として掲げている仲間や集団との協調、人と協調して課題解決にあたるといった力の獲得に向けて、毎年その内容や体制の見直しを行っている。このような教育課程の見直しと評価の結果は、CPへフィードバックされている。同学科生活福祉専攻の教育課程では、毎年、年度替わりの1月~3月の専攻会において、時間割・カリキュラム・担当者等について協議をし、必要な修正を行っている。幼稚園教諭免許状では、編成した教育課程の実施において十分な学習効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な場合は、学科長、課題意識を持った各教員からの発議を基に、定期的に行われる専攻会で議論されている。特に、総合教育科目の関連科目である専門基礎I・IIにおいては、本専攻の学修成果を学生が着実に獲得できるよう、その内容や体制の見直しを毎年繰り返してきている。この見直しの結果は、CPへフィードバックされている。(備付-4-2、11-1)

[区分 基準II-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編

成している。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準II-A-3の現状＞

本学の教育課程は、高等教育機関らしい幅の広い視野を持ち、人間性豊かな有為な人材育成を目指す立場から、短期大学設置基準に従い充実した教養科目的編成に努めている。

本学の教養教育科目は、「湊川のあゆみ」「地域社会入門」「日本国憲法」「人間学入門」「茶道I・II」「キャリアデザインI・II」「コンピュータ基礎演習I・II」「英語コミュニケーションI・II」「体育実技」「体育講義」「専門基礎I・II」「統計学入門」「生活を科学する」「音楽療法」「レクリエーション療法」が開講されている。「日本国憲法」や「人間学入門」などの幅広い教養を培うことを目的とする科目のほか、「茶道」や「湊川のあゆみ」など、本学独自の特色ある科目を編成している。後者はアクティブ・ラーニングを取り入れた、体験型の新しい教育方法に基づく科目である。さらに「キャリアデザインI・II」のように、キャリア教育関連の科目にも力を入れている。「専門基礎」や「統計学入門」等は、卒業研究に繋がる基礎教養として開設されている。(提出-7)

教養教育と専門教育との関連では、「日本国憲法」「コンピュータ基礎演習I・II」「英語コミュニケーションI・II」「体育実技」「体育講義」等が、養護教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状取得の必須科目として開講されているほか、「専門基礎I・II」「統計学入門」は2年次の専門的な卒業研究に向けた指導系統として配置されている。また「日本国憲法」「人間学入門」「湊川のあゆみ」「地域社会入門」「茶道I・II」「キャリアデザインI・II」などは、専門教育ないしは社会人として求められる幅広い人間力（社会人）・行動力の育成を目的としている。(提出-7)

教養教育の効果については、授業評価アンケートに含まれる教養教育関連科目的結果を基に、それぞれの担当者による授業内容の理解と成果の判断・評価が行われている。この授業評価アンケート結果は、本学のアセスメントポリシーの一環に位置づけられ、その結果の分析と共有をFD活動として展開している。教養教育の効果の測定・評価の手法として本学が実施しているのは、現在までのところ上記の授業評価アンケートと「教育目標にかかわる学修成果の確認ループリック（評価基準）」があるのみである。しかし、それも学生の自己評価としてルーティーン化が可能になったところであり、教養教育の効果を入学時から卒業時までの経年的な視点の測定・評価の手法としては確立できていない。手法の開発という観点から、教養教育の効果測定し評価するシステムをさらに検討し、取り組む必要がある。(備付-25、13)

〔区分 基準II-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準II-A-4の現状＞

本学は短期大学設置基準に基づき、職業と実際生活に資する能力と資質の形成に力を注いでいる。とりわけ本学は2016年からキャリア教育センターを設置し、授業科目にも「キャリアデザインI・II」を設けて、学生が一生にわたり職業を人生の一部に積極的に位置づけることが出来るようにする教育に取り組んでいる。

学科・専攻課程の設置と一体になった教養教育と専門教育を基にした職業に接続する職業教育の実施体制は、人間生活学科人間健康専攻の教育課程として、CPに示された方針を実現するために一般

教養科目の上に、養護教諭コース・医療秘書事務コンピュータコース・食育健康コースに分かれた教育課程を編成し、それぞれの免許・資格等に必要な専門教育を網羅しながら、実習等を通して実践力を育てる職業教育を実施している。同学科生活福祉専攻の教育課程は CP に示した方針を実現することを目標にして、教養教育の上に厚生労働省の定める介護福祉士養成に必要な専門教育を網羅し、実習を 3 回 (60 日) 繰り返して実施すること等を通じ、実践力を育てる職業教育を実施している。幼児教育保育学科では、CP に基づき教養教育の上に、文部科学省および厚生労働省の定める専門職資格（幼稚園教諭二種免許状・保育士資格）の取得に必要な教育課程を編成し、実習を含む実践力を育てる職業教育を実施している。**(提出 - 7)**

職業教育の効果の測定・評価は、人間生活学科人間健康専攻では養護教諭コース・医療秘書事務コンピュータコース・食育健康コースごとに求められる、職業または実際生活に必要な能力の獲得に関係づけて実施している。養護教諭コースにおいては、教員採用試験対策時間を増やしながら、合格率を上げることを評価基準として改善に取り組んでいる。医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コースにおいてもそれぞれに関連する資格を複数取得することを基準として、職業教育の効果の測定・評価を実施している。これら 2 つのコースの学生の職業教育では、その専門性や学生の特性を就職に結びつける必要から、キャリア教育センターおよびキャリア教育関連の授業（キャリアデザイン I・II）と連携した指導に取り組んでいる。2019 年度の卒業生は、ほぼ全員が認定こども園・小学校等の養護教諭・医療機関での医療事務・一般企業等への就職を果たしている。同学科生活福祉専攻でも同様に、介護福祉士資格の取得と福祉現場への就職を職業教育の効果の測定・評価の基準としている。具体的には、厚生労働省が具体的に示す介護福祉士の「資格取得時の達成目標・卒業時の到達目標」が存在し、これが効果測定において準拠する基準の一つになっている。就職希望者は全員が就職している。2019 年度については国家試験対策時間を増やし、合格率を上げることができた。就職希望者は全員が就職できている。幼児教育保育学科では職業教育の効果の測定・評価は、学生が取得する幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得状況に加えて、リトミック指導資格 2 級認定希望者に必要なリトミック研究センターが指定する授業科目的単位を修得状況、同センターが実施する認定試験への合格率などを根拠に実施している。認定ベビーシッター資格認定を得ようとする者は、保育士資格を得るために必要な授業科目的単位を修得し、全国保育サービス協会が指定する授業科目的単位を修得しなければならないことも同様の意味を持つ。**(備付 - 12 - 1, 12 - 2, 12 - 3, 12 - 4, 12 - 5)**

[区分 基準 II-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学修成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 II-A-5 の現状>

本学は以下のように学修成果と対応させながら、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー：AP）を明確に示している。対応関係を矢印で示す。

人間生活学科共通：(提出 - 1、5)

AP 求める学生像 建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間生活学科の学生として受け入れる。

- ① 自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ → 学修成果

②・⑧に対応

- ② 医療・福祉・教育について学修した知識・技術を、地域社会で活かそうとする意欲をもつ → 学修成果①・⑥・⑦に対応
- ③ 医療・福祉・教育関係の仕事に就くという目標をもち、目標達成のためにくじけず学ぼうとする意志をもつ → 学修成果⑤に対応
- ④ 人々の生活に関心をもち、より豊かな生活を実現するために自分に何ができるかについて、探究する意欲をもつ → 学修成果③・④に対応
- ⑤ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている → 学修成果②に対応

*** 学修成果：**

- ① 社会性をもち、他者と協調することができる
- ② 医療、福祉、教育の職に求められる基礎的な知識や技術をもっている
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする姿勢をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自ら高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 地域活動に進んで参加しようとする意志を有する
- ⑧ 自分のこれから的人生に対する前向きな態度を有する

人間生活学科人間健康専攻：(提出 - 1、5)

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間健康専攻の学生として受け入れる。

- ① 自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ → 学修成果②・⑤に対応
- ② 人の健康に関する課題に関心を持ち、地域や社会に貢献しようとする意志をもつ → 学修成果①・③・④・⑥に対応
- ③ 自らの目標に向けて、計画的・前向きにものごとに取り組むことができる → 学修成果⑤に対応
- ④ 専攻での学修に必要な基礎的な学力を備えている → 学修成果②に対応

*** 学修成果**

- ① 仲間や集団と協調することができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技能を修得し、それを実地に活かすことができる
- ③ 人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度を有する
- ⑤ 自分のこれから的人生に対する計画的で前向きな態度を有する
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する

人間生活学科生活福祉専攻：(提出 - 1、5)

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を生活福祉専攻の学生として受け入れる。

- ① 福祉について興味関心があり、専門的な知識と技術を身につけることに意欲をもつ → 学修成果①・③に対応
- ② 自らを社会で生かそうという意欲をもつ → 学修成果②・④に対応
- ③ 自己を高める努力をしようとする → 学修成果⑥に対応
- ④ 積極的に他者と交流し、共に学ぼうとする意欲をもつ → 学修成果⑤に対応
- ⑤ 専攻での学修に必要な基礎的な学力を備えている → 学修成果③・⑦に対応

*** 学修成果**

- ① 人間の尊厳を理解している
- ② 生活についての自らの考えをもっている

- ③ 対人援助に関するエビデンスを理解することができる
- ④ 社会のなかでの自分の役割を理解することができる
- ⑤ 協同して課題を解決しようとすることができる
- ⑥ 学び続けることの必要性を理解している
- ⑦ 自らの人生について目標をもっている

幼児教育保育学科：(提出 - 1、5)

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を幼児教育保育学科の学生として受け入れる。

- ① 心豊かであたたかな感性をもち、仲間とのつながりを大切にことができる → 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育の職に就きたいという目標をもち、その目標を達成するためにくじけることなく学ぼうとする意志をもつ → 学修成果①・⑤に対応
- ③ 子どもにかかわることが好きで、子どもの可能性を信じることができる → 学修成果③に対応
- ④ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている → 学修成果④に対応

* 学修成果

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

本学のAPは2016年度に見直しが行われたものが、学生募集要項・AO入試ガイドに記載されている。また、本学のウェブサイトでも公開しており、受験生に対して明確に示されている。APは学生が本学への入学を希望するにあたり、入学前に高等学校での学修成果として身についておくべき能力・資質を明示するものであり、入学試験等において短大が問う「学力の3要素」を具体的に裏づける評価の基準である。本学が採用している、AO入試・自己推薦入試・学校推薦入試・一般入試・社会人入試における入学者選抜は、APに従って実施されている。諸入学試験の実施にあたっては、入試問題の作成・実施・面接・判定の各段階において、APを受験生の適性や能力を判定・判断する基準とした運営をしている。(提出 - 4、5、9)

本学は高大接続の観点から「学力の3要素」を重視し、判断力や行動力、考える力や表現する力などの知識に限定されない多様な能力を重視する選抜方法の開発に取り組んでいる。入試判定にあたっては、あらかじめAPおよび「学力の3要素」を組み込んだ評価基準が項目化して設けられており、公正・適切な入試が実施されている。(備付 - 12 - 6)

本学は大学案内・学生募集要項・ウェブサイト等で、授業料およびその他経費について明示しており、オープンキャンパスにおいても相談コーナーを設けて説明にあたっている。(提出 - 3、4、備付 - 12-7、12-8)

アドミッション・オフィスについては、小さな大学なので専門の部署は存在しないが、学内に教員で構成する入試広報委員会が設置されており、入試広報担当の職員が配置されている。(備付 - 8-5) 実際の入試関係の問い合わせ（個人・高等学校等）に対しては、基本的に短大事務局総務課で受付をし、入試広報担当職員を中心とした事務局としての対応が適切に行われている。問い合わせの内容が重要なものである場合には、必要に応じて入試広報委員長・副委員長・学長へと問い合わせ内容が報告され、事務局を含む組織的な検討を踏まえた回答が速やかに返される仕組みができている。

APは地域の高等学校の代表者をメンバーに含む地域連携会議で紹介され、意見聴取が行われ毎年の点検に役立てられている。同一法人に属する三田松聖高等学校教員に関しては、毎年教育懇談会を開き改組の進捗を含む短大の動向を説明し、入試方法等に関する意見交換を行っている。とりわけ2019年度は、理事長のリーダーシップの下で幼児教育および保育を法人共通の柱とした組織的発展のプランが検討されており、その一環として高等学校に幼児教育保育関係の特別クラスを設け、短

期大学での教育との連携・連続が検討されている。お互いの課題意識を基盤に、更に先に進もうとする校種を超えたこの取り組みは、新たな入試の在り方を開拓する可能性を含むと考えている。(備付 - 5 - 9)

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学習成果は、すでに見えていた通りの内容で構成されており、学生の目線から見て理解しやすく、また自己の到達目標として分かりやすいように工夫され、策定されている。

人間生活学科共通の学修成果には具体性があり、医療・福祉・教育の場において必要とされる専門的な知識・技術を習得し、変化する社会に対応できる実践力を身につけた人材養成を学科教育目標に掲げ、学習成果の獲得をめざしている。同学科人間健康専攻は、生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を習得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成することを具体的な学習成果として示している。また学科専攻の教育目標には、自らの人生を見通し自己実現に向けて努力する意欲を育てることが掲げられており、人間力の面からの学習成果を具体的に示している。同学科生活福祉専攻の学修成果には具体性があり、自らも生活者であるという視点から人々の生活を理解し、必要な支援をすることができるよう、福祉・介護についての知識や技術を習得し、チームケアを実践することができる能力・資質の形成が示されている。あわせて他者への支援を通して自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てることを教育目標に掲げ、人間力の面から学習成果獲得の目標を示している。これらは厚生労働省が示している、介護福祉士の「資格取得時の達成目標・卒業時の到達目標」にも準拠している点で、制度的な面からも具体性をもっている。幼児教育保育学科では、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力および使命感と責任感を備えた有為な人材に求められる資質・能力の形成・獲得を、学習成果を具体的に示している。あわせて、子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる人材養成を教育目標に掲げ、人間的な力の面から学習達成すべき学習成果を示している。(提出 - 1 pp.36 - 39)

本学の学習成果は、2年間の就学期間での学生教育および本人の学習によって達成できるものとして設定されており、カリキュラム編成を始めとする学生指導によって獲得可能な諸能力を示している。人間生活学科では、入学から卒業までの2年間の教育課程は、定められた学習成果の獲得を目指して、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身に付くように配置されている。2年間の教育課程はカリキュラムツリーとして提示されており、学生が受講するカリキュラム全体を通してどのように身につけていくのかが、明確に可視化されている。学校や病院・施設等との連携や短大教員間の連携を通して、学生が自ら学習成果の獲得に向けて前進することやその成果を自分の職業生活の中で生かしていく展望が持てるよう、教育・指導体制を構築している。学習成果が具体性をもつことは、ほとんどの学生が「短期大学士（人間生活学・介護福祉学）」の学位を手に卒業していくことや、その9割以上の学生が医療・福祉・教育の職に就き、専門職として就業していることに示されている。また、2016年度の長期履修制度導入によって、個人のペースに合わせて履修し学修を進めることができたことは、学生の学習成果の獲得を容易にする制度改革である。同学科人間健康専攻においては、2年間の教育課程は基礎知識・技術の理解・修得をした上で、応用的知識・実践的技術を習得できるように配列されており、学習成果の獲得が可能なよう配慮されている。医療秘書事務系資格・コンピュータ技能・食育系資格は基礎資格から応用資格へ順に受験できるように科目を配置し、受験対策講座を開講し、取得が可能になるよう配慮されている。養護教諭免許状については

2年生前期に学外実習を組み、実習に向けて学内での事前・事後学修を行った上で実習に出るよう配慮されている。また養護教諭免許状取得希望学生に対しては、履修カルテを用いて学習成果の達成状況を自ら確認し、学習成果の達成が可能になるよう成績発表時等に面談を行い、助言指導を行う体制が取られている。またその情報を教員が共有し、連携して学生指導を行うことにより、学生の学習を支援する態勢が取られている。養護教諭免許状取得を目指す学生で、健康状態や学習意欲の減衰等により学習が滞るような場合には、教員が随時、面談指導に当たりコース変更を含む解決策を講じている。同学科生活福祉専攻の教育課程の学習成果も、2年間の教育活動によって獲得・達成することが可能になるよう配置され指導が行われている。カリキュラムは、厚生労働省が示す介護福祉士養成の教育カリキュラムに準拠した科目群を軸に構成されており、学生が2年間で介護福祉士に必要な知識・技術の基本を身につけ、学習成果を獲得できるよう編成されている。学外施設での実習後は、振り返りと報告会を行うことにより、学習成果を教員と学生が相互に確認し自覚するようプログラムが組まれている。ほとんどの学生が「短期大学士（介護福祉学）」の学位と介護福祉士国家試験受験資格を手に卒業していくことは、学習成果の提示が実際的なものとして機能していることを示す証左と言える。今後は、学生が自ら獲得した学習成果の価値を進んで言語化し、社会において自分の存在理由を主張できるようになることが期待される。幼児教育保育学科では2年間の教育課程の履修によって、学生が無理なく学習成果を獲得できるよう、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと段階を追って、系統的にカリキュラムが配列されている。それらはカリキュラムツリーによって、学生が履修するカリキュラム全体の構造と意味が理解できるよう配慮され、身に付く力とスキルが可視化されるよう配置されている。加えて、附属幼稚園・保育所との緊密な連携および法人外の実習先の幼稚園・保育所・認定こども園・施設等との連携を図ることや、短大教員間の連携・共同授業の実施等を通して、上記学習成果が有効に定着できるよう教育・指導体制の強化・整備に取り組んでいる。社会人としての実際生活に資する資質・能力の獲得と、幼児教育・保育の専門職としての資質・能力の獲得を目指す学生の努力が、卒業時に「短期大学士（幼児教育保育学）」の学位とともに「幼稚園教諭二種免許状」「保育士資格」（いずれも国家資格）として結実することは、それを導くものとして提示する学習成果の有効性を示している。また実際に、9割以上の学生がこれらの公的資格取得を基に、幼稚園教諭・保育士・施設職員等の専門職に就き、社会に貢献していることも同様である。（提出-1、5、備付-12-1、12-2、12-3、12-4、12-5）

本学が設けている学習成果は GPA 分布を使うなど測定が可能であり、その結果を学生の学習指導に活用している。人間生活学科の学習成果の測定は学習成果を分かりやすくするために、各教科の単位修得状況とそれを5段階に数値化した GPA 値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知している。また、各種実習における実習評価票の記録も実習の学習成果を示すもので、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性の理解について1年次と2年次において自己評価を行っている。同学科人間健康専攻では、各科の単位認定における成績評価方法を各シラバスに明記し、それに従って成績評価をし、秀・優・良・可・不可の判定をしている。さらに、各期の GPA 値および累積 GPA 値は成績表に表し、学生による学習成果の確認にあてられている。また、養護教諭二種免許状取得を目指す学生は、教育課程において、養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、1年次と2年次に自己評価を行っており、教育実習・臨床実習における実習評価と合わせて、学習成果を示すものとしている。医療秘書事務コンピュータ系の資格免許を取得する学生は、資格認定機関の実施する試験の合否によって、学習成果を測定している。同学科生活福祉専攻の学習成果も測定可能であり、実際には各期の自己課題・実習評価などの形で、度々自己評価を繰り返している。実習評価では同じ指標を用いて教員、実習指導者などからも評価を受けながら確認しているため、学生本人、教員共に測定が明確である。幼児教育保育科では学習成果を分かりやすくするために、各教科の単位修得状況とそれを5段階に数値化した GPA 値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。幼稚園実習・保育所実習・施設実習における実習評価票の記録も実習の学習成果を示すもので、その開示は学生にとっては自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては幼稚園教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性・保育技術の理解について1年次と2年次に

において自己評価を行っている。保育実習についても、実習担当の教員記述の実習訪問報告書を用いた学生の学習成果の判定・評価を行っている。(備付 - 14 - 3、14 - 4、14 - 5、14 - 6)

[区分 基準II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準II-A-7 の現状>

本学は学習成果獲得の進捗状況を、客観的根拠を基に把握することを重視しようとして、GPA や授業評価アンケートなどを実施しているが、予算の関係から整備しきれないデータも存在しているため今後の検討の余地が残っている。本学は全学科・専攻課程において GPA 分布を取り入れており、教育課程の学習成果を各教科の単位修得状況とそれを 5 段階レベルに数値化した値で表示し、学生指導に活用している。授業評価では授業評価アンケートを毎期ごとに実施し、結果を数値化したうえでグラフとして示すことによって、教員の教育活動の学生から見た成果の確認にあてている。またポートフォリオおよび「教育目標にかかわる学修成果の確認ループリック(評価基準)」は、全学科・専攻において必須とされている。(備付 - 13、25)

人間生活学科人間健康専攻養護教諭コースでは、1 年生後期の累積 GPA 値を養護教諭二種免許取得のための学外実習可否の基準値として定め、指標として活用している。同専攻においては、その他のデータの有効には至っていない。同学科生活福祉専攻では、GPA を学生の学習成果獲得の状況を示すものとして重視し、単位修得状況や卒業認定者の確認、国家試験の合格率などの量的データと合わせて活用している。実習については実習カルテを作成し、ポートフォリオに集積するよう指導している。また教員が実習巡回記録を学生別に作成し、指導において活用している。幼児教育保育学科では、1 年生後期の累積 GPA 値を、保育士のための学外実習の可否を決める指標として活用しているが、これ以外にこの手法を使うことについては対応しきれていない。(提出 - 7、備付 - 14 - 4、14 - 5、14 - 6)

学生調査や学生による自己評価等の資料の活用については、例示された項目の一部を実施しているのが実情である。実施しているのは、学生調査・学生の自己評価・同窓生及び雇用者への調査・就職率である。インターンシップおよび留学については、該当者がいないため実施していない。その他編入学率や在籍率・卒業率については、実数による動向の把握に留まっている。なおこれら学生の動向に関する基本データは、ウェブサイト上に公表されている。学生調査は、年度末に実施する学生生活実態調査の中に学習に関する項目が含まれるに留まるのみであり、それも学習成果に関わるデータとして活用するには至っていない。また学生の自己評価は「教育目標にかかわる学修成果の確認ループリック(評価基準)」で調査が実施されるようになっているが、その結果のデータ化および活用は出来ていない。卒業生・雇用者への調査はキャリア教育センターがアンケート調査を実施しており、その結果は教授会・FD で共有されている。またキャリア教育センターでは定期的に就職率の把握を行っており、その結果は教授会で学長が報告し全教員で共有されている。(備付 - 8-4、12、13)

人間生活学科人間健康専攻では、2018 年度に試験的に学習成果に関する学生調査、自己評価を実施し学習・生活指導への活用を試みたが、今年度は中断している。しかし 2019 年度においては、学期末に学生が学修への取り組みをについて自己評価を行い、提出物を面談等における学習・生活指導に使用した。就職に関しては、キャリア教育センターから提供される卒業生・雇用主へのアンケート結果、および定期的に集約・提供される就職率を未決定学生への指導に活用している。同学科生活福祉専攻においても、学生の学習成果獲得状況について自己評価を実施し、学習・生活指導などに活用し

た。幼児教育保育学科においては、2018 年度より学修成果確認ループリック自己評価シート（教育目標にかかわる学修成果の確認ループリック（評価基準））を卒業研究のゼミ（2 年生）、複数でのクラスチューター（1 年生）にて活用しており、学生個々に対して質的データを用いて測定できるようになった。また、質的データの分析が 10 人前後と少人数となるので測定したデータをより丁寧に活用しやすい状況が整備されたといえる。（備付 - 14 - 1、14 - 7）

学習成果の量的・質的データに基づく評価・公表は、前・後期ごとに実施する学生による授業評価アンケートの結果を図書館において公開・開示している。（備付 - 25）

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学はキャリア教育の充実を重視し、キャリア教育センターを設置している。卒業生自身および雇主の、学生の学習成果に関する評価は個のセンターの活動として展開している。センターには専任の職員が常駐しており、継続して求人が届いている就職先との間では日常的に情報交換の中で、卒業生の進路先からの評価を聴取している。また教員が学外実習巡回時に得た情報を、センターへフィードバックすることもある。センターは 2017 年度から、過去 3 年間の卒業生の就職先事業所へアンケート調査を継続して実施している。アンケート集計結果は、教授会で報告され教員間で共有している。2017 年度のアンケート調査結果では、「チームワークを乱すこともない」「はじめて我慢強いが柔軟性・自律性・行動力に難がある」「言われたことは頑張れるが、状況を判断し、主体的に行動する力が乏しい」に回答が集まり、この傾向はそれ以降も変わっていない。（備付 - 16、17）

2018（平成 30）年度、2019（令和元）年度事業所アンケート調査結果においても、前年度調査の結果と大きな変化は無く、「他者を受け止めることは長けてはいるが、自ら発信する力は弱い」というのが評価の大きな特徴である。（備付 - 16、17）

（参考）<2017 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率>

日時：2018 年 2 月 9 日（金）～3 月 30 日（土）

対象及び配布・回収率 卒業生:12.2%(48/391) 事業所:52.3%(149/284)

<2018 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率>

日時：2019 年 1 月 25 日（金）～2 月 25 日（月）

対象及び配布・回収率 卒業生:12.3%(54/440) 事業所:48.8%(145/297)

<2019 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率>

日時：2019 年 11 月 25 日（月）～12 月 25 日（金）

対象及び配布・回収率 卒業生:13.4%(60/448) 事業所:55.1%(166/301)

（各年度同じ項目で、卒業生・事業者共に共通の質問で、前半の 8 項目は、コミュニケーション能力に関するもの、後半の 8 項目は、習得した能力の発揮に関するものである）

* センター長の評価： コミュニケーション能力についていえば、「意見を聞く」「同僚との関係」「ルールを守る」においては、90%以上が「よくできている・まあ出来ている」の評価であったのに対して、「文章を理解する」、「意見を伝える」「文章で伝える」「協力・協調」等においては、「よくできている」が 10-20%、「まあできているが」50%程度で、本学の卒業生が苦労している領域と言わざるを得ない。また、習得した能力についていえば、30%以上が「よくできている」と評価された項目が「チームワーク」のみであり、「教養」「問題解決」については、30 - 40%が「あまり十分ではない」と評価され、「リーダーシップ」については 60%が「十分でない」「あまり十分でない」と評価されているのが目立っている。

卒業生の自己評価：

多少の凸凹はあるものの全体の傾向として、所属長の評価と似た傾向にある。

本学の卒業生の印象として：

「真面目である」は90%を超える卒業生が「そう思う」「とてもそう思う」と評価されており、「我慢強い」は85%、その他「柔軟性」「自立性」「向上心」「行動力」などの項目において70%以上の好意的な評価を得ている。

結論としていえること：

自己評価が職場の上司の評価と大きく食い違っていないことは、判断の妥当であることを示すものであり、卒業生が課題として自覚し克服に取り組めば今後の成長を期待できる部分であると思われる。また、卒業生からの回収率が低いことは、在学中からの報告・連絡・相談の習慣が十分できていないことと通じるもので、アンケートの結果以上に重要な問題を含んでいるのではないか。

以上の調査結果および分析・評価の結果は各学科・専攻の会議の中で論議され、指導に活かされることになっている。またセンター関連のキャリアデザインの授業の中で、これらの結果を基に「返事の的確さ」や「自分自身の意見を述べることができる」・「他人の意見を聞くことができる」等の対応能力向上の必要性を反映させるなどして、学習成果の点検に活用をしている。学生自身がキャリアデザインI・IIの授業での成果を、自己評価する指導にも取り組んでいる。具体的には、キャリアデザインの授業の1回目にキャリアデザインの到達ゴールを示し、それを踏まえ授業の最終回に学生自身がキャリアデザインの成果を自己評価している。また、調査結果および学生の自己評価については、キャリア教育委員会を通じて教授会に報告され各学科・専攻課程での指導につながるようしている。

保育士資格・幼稚園教諭二種免許状については、卒業生の進路先からの評価は就職先が在学中の実習先である場合には附属の幼稚園・保育所の園長会や実習指導者から、直接卒業生の学習成果についての評価を聴取している。また養護教諭については、採用された小中学校の校長から評価を聴取している。これらからの情報を得た場合は、各学科・専攻課程で共有し、カリキュラムの点検やシラバス作成に活用するようにしている。現在、キャリア教育センターが実施している卒業生・雇用者への学習成果の評価の確認に加えて、各学科・専攻課程として調査したい事柄も存在するため、キャリア教育センター調査の拡充ないしは全学的取り組みの展開が必要である。

<テーマ 基準II-A 教育課程の課題>

- 5：入学時から卒業時まで経年的な視点では、教養教育の効果を測定・評価していない。
- 6：教養教育の成果を含め、教育評価における測定手法の一層の開発・検討が必要である。
- 7：キャリア教育センターの調査内容に学科・専攻課程からの項目を加えるなど、総合的な観点からの見直しが必要である。
- 8：IR委員会を設置し活動を開始したところであり、学習成果の量的・質的集約への取組は手探りの状態に留まっている。

<テーマ 基準II-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準II-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料1 学生便覧 [2019 (令和元) 年度]、3 湊川短期大学大学案内 [2020 (令和2) 年度]

- 4. 学生募集要項 [2020 (令和2) 年度]、7 履修ガイド [2019 (令和元) 年度]、
10-1 ウェブサイト「カリキュラム（シラバス）」
<https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/>
- 13 ウェブサイト「在学生の方へ（学生相談センター）」
<https://www.minatogawa.ac.jp/student/consultation.html>

備付資料 4 - 2 専攻会議事録、8 - 6 FD資料（2018（平成30）年9月27日）、
8 - 7 教務委員会議事録、8 - 8 FD・SD実施計画・配布資料、11 - 1 学科会議事録、
15 学生アンケート集計〔2019（令和元）年度〕
15 - 1 学生生活実態調査集計〔2019（令和元）年度〕、
15 - 2 ウェブサイト「学修情報の公開（卒業生アンケート）」
https://www.minatogawa.ac.jp/college/public_info_edu12.html、
19 オリエンテーション資料、19 - 1 図書館業務マニュアル〔2019（令和元）年度〕、
19 - 2 学生支援委員会議事録、19 - 3 障害学生支援方針、20 学生個別面談記録、
22 学生相談票（様式）
23 卒業生 進路・就職先一覧、23 - 1 資格取得者名簿
25 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート、
28 - 1 学園誌「みなとがわ」、第87号〔2019（令和元）年度〕、
38 校地、校舎に関する図面、38 - 1 キャンパスマップ（学生便覧 pp.81-82 参照（提出1））
38 - 2 学舎配置図（学生便覧 pp.81-84 参照（提出1））
38 - 3 学生ボランティアレポート、38 - 4 地域連携センター登録ボランティア名簿
38 - 5 キャリアガイダンス資料

備付資料 - 規程集2 長期履修学生規程、3 科目等履修生に関する規程、4 聴講生に関する規程、
5 学生支援委員会規程、6 キャリア教育センター規程、

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受け、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学において、教員はシラバスの作成・授業の実施・学生の履修相談・同進路相談等に誠実に取り組んでおり、学生の授業評価アンケートを基に授業方法の改善にも取り組んでいる。教員は自らの責任を自覚し、学生の学習成果獲得のための責任を十分果たしている。教員には、シラバスの「単位認定の方法及び基準欄」への記入が義務付けられており、これを基に学生の学習成果の評価・判断を行っている。また各学期末に学生の授業評価アンケートを実施しており、その結果は当該部分が各教員に伝えられ、自らの教育方法の改善に活用されている。各教員には、学生からの意見・評価に対する教員からの回答を文章により示すことが、義務付けられている。またオフィスアワーが設けられており、学生の履修相談・進路相談等に応える体制が取られている。

人間生活学科では、学生の卒業に関わる学習成果獲得の評価は DP を踏まえて設定された成績評価基準を確認した後、学科会において判定している。課題のある者については学科の会議での検討を踏まえて、各専攻課程の会議において再度検討され最終的な判断が行われている。同学科人間健康専攻の授業科目はシラバスに示した「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員が評価している。シラバスは学科長（専攻主任）とともに教務委員会がチェックしており、成績評価基準が学位授与の方針から外れないようになっている。**（提出 - 10 - 1）** 同学科生活福祉専攻では、学生の学習成果の確認はシラバスに示す「単位認定の方法及び基準」に従って各教員が評価を行なっている。複数の教員が担当する場合も判定のための会議を開き、これと同様に行なっている。**（提出 - 10 - 1）** 幼児教育保育学科でも学習成果の評価は、シラバスに示した「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員が行っている。**（提出 - 10 - 1）**

人間生活学科では各専攻において、チューターや科目担当者等が情報共有をしながら学生の学習成果の獲得状況を把握し、それぞれの専攻会議の議論等で共有されている。**（備付 - 4 - 2、11 - 1）** 学習成果の獲得に問題があり、学籍異動を検討せざるを得ないような学生に関わるような案件については、学科会で取り上げ時間をかけて議論し共有している。それ以外では、各専攻においての判断に任せている。同学科人間健康専攻では、教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当科目における学生の学習成果の獲得状況を把握している。個々の学生の全体的な学習成果については、クラスに配置されているチューターが把握し、卒業に向けてきめ細かな指導を行っている。また学習成果の獲得に問題がある学生については、専攻で情報を共有しながら集団で学習成果の獲得状況の把握に努めている。同学科生活福祉専攻では、授業ごとに学習成果の獲得状況をテスト等で確認するとともに、受講態度さらには授業の後の変化なども踏まえながら、必要に応じて授業終了時に声をかけて確かめるなどして、学生の学習成果の獲得状況を確認するよう努めている。**（備付 - 4 - 2、11 - 1）** 幼児教育保育学科でも、教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当する科目における学習成果の獲得状況を把握している。また、個々の学生の全体的な学習成果については、各クラスに配置されているチューターが把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。さらに、学修における問題がある学生については、学科会等で情報を共有することで、学習成果の獲得状況を把握している。**（備付 - 4 - 2、11 - 1）**

学生による授業評価アンケートは、毎学期、受講生が少なく書き手が特定される可能性がある場合を除き、全科目について実施するよう制度化されている。2017 年度に評価項目の 5 段階評価を 4 段階に見直す等、より学生にフィードバックが行えるように改善した。なお、学生の記入した評価シートは授業担当者を介在させずに、学生代表者が教務学生課に直接手渡すこととされており、秘匿性が保持されるよう配慮されている。学生による授業評価の結果は、教務学生課による集計および分析の後、各教員にフィードバックされる。また教員には、集計結果に対してのコメントシートの提出を求め、学生の評価・判断を基に自分の授業および教育方法を再確認し、必要な改善につなげる工夫されている。**（備付 - 25）** 2019 年度は、アセスメント活動の一環として、学生の授業評価を基にした授業および教育の質向上を目的とした FD を開催した。具体的には、学長が後期の授業評価アンケート結果に基づく先進事例（量的評価）と学生の改善意見（自由記述）を匿名で抽出し、FD で共有する試みをした。前者は担当教師による授業方法の紹介であり、後者は FD 委員会メンバーによる学生の意見の分析と課題の抽出であった。後者については、学生の生の意見を扱うものであったため担当教員

の負担が大きく、再検討が必要になっている。

授業内容についての授業担当者間の意思疎通、協力については、教務委員会が毎年度末に次年度の授業科目の変更を各学科・専攻課程に問い合わせるという形で、仲立ちの役割を果たしている。ただし各学科・専攻課程で論議されるのは、次年度のカリキュラムの構成および担当者の変更等であり、複数人が担当する授業科目以外で、個別の授業科目の内容を集団的な論議の対象にすることは無い。専門性の高い教員配置を行う高等教育機関においては、教育内容の選定は各教員に任せられるべきと考えられるからである。個々の授業科目の内容に踏み込むことは無いが、カリキュラムの枠組みや時間割の変更に関する教員集団の意見交換においては、共同で取り組む教育活動の意味や学生の学習成果の獲得具合が話題となり、意志の疎通・協力・調整の機会になっている。**(備付 - 8 - 7)**

人間生活学科の各科目の担当者間の調整等は、各専攻課程の議論として実施されている。これにより教授内容の整理、科目間の連動、学ぶべき内容の方向性の統一などが実現している。またシラバス作成時においても、3つのポリシーをもとに作成を依頼し内容を専攻主任が確認し調整をしている。

(提出 - 10 - 1、備付 - 11 - 1) 同学科人間健康専攻の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容についての打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。関連する科目間においても、それぞれの担当者が連携することによって、学生が他分野を含む大きな視野で課題を見つめられるよう、効果的な講義・演習の展開に努めている。**(提出 - 10 - 1、備付 - 4 - 2)** 同学科生活福祉専攻では、特に「介護の基本」「生活支援技術」について担当教員同士で授業内容の調整を行い、授業内容に不足が生じたり内容が重複したりしないように配慮している。また過度の重複が無いよう授業の中で、他科目で教授された関連する内容についての確認を行なっている。**(提出 - 10 - 1、備付 - 4 - 2)** 幼児教育保育学科の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打合せを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。自分の担当する授業に関連する科目については、シラバスの内容を確認することや、関連科目担当の教員と直接相談することで、意思の疎通、協力・調整を行っている。**(提出 - 10 - 1、備付 - 11 - 1)**

人間生活学科人間健康専攻は、以前は学科単位でのFD活動を行い授業・教育方法の改善を取り上げたが、現在は途絶えている。代わりに大学全体でのFDが定例化されたので、その中の授業・教育方法の改善に関する様々な情報を得て、教員それぞれが自分の教育方法の改善に結びつける取組をしている。同学科生活福祉専攻では専攻独自の研修は実施していないが、2017年度に優れた授業を行なっている教員に、授業内容・方法・工夫している点などをレクチャーしてもらい、「方法の改善」という小手先のことだけでなく教育に掛ける思いを聞くという経験を有している。幼児教育保育学科は大学全体のFD活動において、各学科より選ばれた代表者が行う授業や教育方法についての発表を、自分の教育方法の改善・向上につなげる努力をしている。この機会は、教員の授業や教育方法に関する改善の大切な一助となっている。**(備付 - 8 - 8)**

人間生活学科の各教員は、事務局の教務担当者からカリキュラムや資格取得に必要な科目に関する、学生の学習の進捗状況に関する必要な情報・資料を提供されており、資料を示しながら学生を指導することが可能になっている。履修指導は入学直後のオリエンテーションから開始され、授業開始後も卒業に至るまで、各種資格取得について学生の意向と学習の進捗を確認しながら必要な指導を行っている。1年生については各チューターが主になり、2年生では卒業研究担当者がチューターとなって、卒業および就職などについての必要な指導を行っている。また学科全体で学生の卒業に関わる教務関連の情報の共有し、卒業が困難な学生の学習成果の獲得状況や教育目標の達成状況などについて、常時確認する態勢を用意している。指導の詳細は各専攻課程において検討することになっており、教育目的・目標の達成状況を資格取得の状況や卒業人数・就職決定状況等の把握に努めている。同学科人間健康専攻の教員は、学生ひとりひとりの学習成果の取得状況を把握することを通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行っている。専攻会においては、教育目標の達成状況についての議論が重要な位置づけをもっている。年度末に専攻会や教授会などにおいて報告される、卒業学生の単位取得状況・資格取得状況・卒業後の進路についての情報提供は、専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価する機会になっている。**(備付 - 23、23 - 1)** 同学科生活福祉専攻では年度末に反省会を行ない、教育目的・目標の達成状況を大きな視点から評価し直し、次年度の課題を抽

出している。(備付-4-2) 幼児教育保育学科の教員は、ひとりひとりの学生の学習成果の取得状況を把握することを通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行っている。また教授会などにおいて提供される、卒業する学生の単位取得状況・資格取得状況・卒業後の進路について情報は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価する材料重要な手掛かりになっている。

(備付-8-4)

人間生活学科の教員は、学生に対してチューター・ゼミ指導担当・科目担当等の立場で、履修および卒業に至る指導を実施し免許資格取得を可能にするとともに、卒業まで導いている。同学科人間健康専攻では、科目履修に困難を覚える学生には科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラスのチューター・ゼミ指導担当・科目担当が相談に乗り、適切なアドバイスをしている。これらの学生の状況は専攻会で報告され、専攻教員間で共有されている。(備付-4-2) 同学科生活福祉専攻は、入学時オリエンテーションや前期・後期に一定の期間を設けて履修科目の説明を行い、学生が取得を希望する資格に必要な科目がどれであるか等、初步から始めながら卒業に至るまで指導を行っている。(提出-7) 幼児教育保育学科では、科目履修に困難を覚える学生には科目担当教員がまず質問・相談に応じるとともに、クラスのチューター・ゼミ指導担当・科目担当がそれぞれの立場で相談に乗り、的確なアドバイスをしている。これらの学生の状況は学科会で報告され、学科教員間で共有されている。入学後、進路変更などで退学する学生を除けば、卒業に至る指導を果たしている。(備付-11-1)

事務職員は、新しく建設された短期大学本館に2017年度から事務局も移転し、ハード面からも教学支援、学生支援をする態勢がより一層整った。事務職員は、入試・履修・卒業・学生生活などの業務の遂行を通して各学科・専攻課程の学習目標を認識しており、学生が学習成果を獲得できるように事務職員の職務遂行の立場から貢献している。学長の方針による教職協働の方針の元で、事務職員も教学的な視点を持つことに努めている。特に教務学生課はカリキュラムや授業運営・教育実習面・学生の厚生を担当し、学科・専攻課程ごとの教育目標を把握し、学生の日常の履修指導から免許取得、卒業に至るまでの支援を行うことを通じて、学生の学習成果の獲得に貢献している。また、キャリア教育センター・地域連携センターの活動も円滑に推進できるよう、事務職員がサポートしている。

卒業生の成績記録の管理については、学籍簿とは別に過去の成績記録をバックアップも含め適正に保管している。

教職員は、学生の図書館の利用・学内コンピュータの使用およびその教育・LANの活用等の条件づくりを通して、学生の学習成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に使っている。

本学には独立した建物を有する図書館が敷設されており、専門職員3名が配置されている。2018年度よりその利用条件を向上させるため、和歌山大学の渡辺幹雄図書館長を招請して書架・テーブルの配置や書庫の一部を取り払ってゼミブースをつくるなどの提案を得、実際に改修した。また2019年度には、図書館が入っている記念会館のエントランスを改修し、2回にある図書館へのアプローチが容易になるよう条件を整えた。図書の購入は財政上の制約があるため必ずしも潤沢とは言えないものの、毎年学生用図書の経費を計上し、計画的に購入・充実に努めている。学生の学習のための支援を充実させるため、入学時に図書館の利用方法についてのオリエンテーションを行っているほか、学生の卒業研究・修了研究等に役立つ図書館のレファレンスサービス・レフェラルサービスに努めている。特に文献複写は同フロアで手軽に出来るよう、コピー機を設置して活用されている。(備付-19-1)

教員は、学生の自主的な学習を支援するために、必要と思われる図書資料を選定し、定期的に図書購入のリクエストをしている。さらに、学生の学習を深化させるために、教員は授業の内容をさらに深められるような図書を指定し、閲覧に供している。今後は、この図書資料リクエストを教員のみならず、キャリア教育センターなどの職員にも広げていくことの必要性について図書委員会で検討しているところである。(備付-19-1)

教職員の業務はMicrosoftのOffice365システムを用いたメール・オンラインストレージ・ファイルサーバ上の資料共有を基盤としている。各自専用のPCを使い、資料作成(授業・研究・大学運営など)・連絡(学生との連絡を含む)・情報共有などが円滑に行われるようになっている。また、学務システムを中心とした成績処理・証明書発行・シラバス検索システムが運用されており、IRシステム

への展開・発展に取り組んでいる。このシステムは現状では、事務の効率化や業務の円滑化に貢献している。

学生との連絡は、電子メールを基本としている。このことは、学生が情報機器の使い方を習熟するよい機会となっている。また、授業によっては、コンピュータで資料作成する課題が設定され、学生のコンピュータ利用を促進することとなっている。また、インターネットでの情報検索を前提とした課題や、レポートをメールで提出することを求める場合も多い。2015（平成 27）年度に試験的運用を始めた Moodle を授業で用いている教員も出てきている。それ以降、一部の授業科目ではあるが、Moodle による双方向性授業や自習システムが構築されている。学内 LAN にはファイルサーバがあり、これを授業で活用する場合もある。教員は、教員および学生間の情報共有や課題提出の方法を指導している。また、職員では、ウェブサイト掲載の休講情報をはじめ、就職情報の取得、就活に不可欠なエントリーシートの作成等のために、コンピュータを積極的に活用することを勧めている。（**提出 - 1 p.50**）

教員は、円滑で効果的な教育や充実した学生指導や教務上の処理を実現するため、コンピュータの活用に日々研鑽を続けている。また、情報教育委員会を中心に、学内 LAN およびコンピュータの活用の際に生じる問題点について情報を共有し、それを克服する手段について情報教育委員会を設置し問題を解決している。職員においても、総務課や教務学生課をはじめ、職員同士の情報技術の向上による業務の効率化を奨励している。

[区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準 II-B-2 の現状>

本学には、教務委員会・学生支援委員会・入試広報委員会等が組織されており、学生の学習成果の獲得に向けての支援に組織的に取り組む態勢が取られている。学生支援委員会は、学生の生活全般に関わる相談の中で学習成果の獲得に関する相談に乗っている。また入試広報委員会は、オープンキャンパス等で受験生に入学後の学習の進め方やその成果獲得の方法等について周知している。

本学では入学手続きをした者に対して、各学科からの指導として入学までに取り組むべき課題を与えておりほか、入学後のオリエンテーションに至るまでに必要となる情報提供をしている。入学後はすぐに総合オリエンテーション・学科別オリエンテーションを実施しているほか、学生生活を円滑に行うための講話や在校生からのアドバイス等を実施している。全学的な取り組みとして、2019 年度は学年の垣根を越え新入生と在学生が参加する合同オリエンテーションを、学外の野外施設を借りて日

帰りで実施した。（提出 - 1、7、備付 - 19）

人間生活学科では初年次教育の一環として、入学直後に「学科・専攻オリエンテーション」を人間健康専攻と生活福祉専攻に分けて実施している。「カリキュラム」や「科目履修について」「学生生活について」「進路について」「履修登録について」のほか、学習の動機づけに関わる指導助言を行っている。2年間の学習や単位履修・免許資格の取得に関する指導助言を基本に据え、学生が主体的に取り組むための学習意欲の涵養や専門職を目指す者としての自覚を培うことがねらいである。また上級生と交流する場も意図的に設けられており、学生間で助け合い、学びあう機会の確保に努めている。

（提出 - 7、備付 - 19） 同学科人間健康専攻の入学オリエンテーションでは、学習内容や取得可能免許・資格を十分説明した上で、コース選択や履修登録の方法を全教員で指導している。専攻科学生が先輩の立場から、入学後の学習についてアドバイスする機会を設けている。同学科生活福祉専攻では、入学直後に「学科・専攻オリエンテーション」で学習内容を説明しているほか、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。こうした指導は、半期ごとに学期の冒頭に繰り返している。**（提出 - 7、備付 - 19）** 幼児教育保育学科では入学直後にオリエンテーションを実施し、保育者を志す学生に対して保育者になるための動機づけとして、保育者としての心構えや進路についての指導・説明をすることによって、保育者を目指す者としての自覚の涵養に努めている。カリキュラムや履修科目、学生生活についてのガイダンスを通して、学生の主体的・意欲的な学習・生活態度の形成を図っている。「専門基礎Ⅱ」では、幼児教育、保育に関連する領域について全教員が自分の専門を基にした講義を行うことで、学生が就職の後現場で自分の強みとして發揮できるような個別の専門領域およびスキルを見つけ、2年次の卒業研究で深めていけるよう指導している。**（提出 - 10 - 1）** また上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い学びあう機会の確保に努めている。**（提出 - 7、備付 - 19）**

本学では学生が進んで学習に取り組むことが出来るよう、履修ガイド・シラバス・学生便覧を印刷・発行し、学生の視点に立った情報提供に心がけるとともに、毎年の見直しを行っている。履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。シラバスでは、授業内容を把握しやすいように、「授業の目的・ねらい」、「授業全体の内容の概要」、「授業の到達目標」、「各回の授業内容」、「単位認定の方法及び基準」、「授業学修（予習復習）の内容・時間」、「学生へのフィードバック」等を明示し、本学ウェブサイトにても閲覧できるようにしている。学生便覧は毎日携帯したくなるようデザインを工夫し、手帳機能を含めて学生生活のマナーやQ&A、施設案内等、学習に取り組む上で必要な情報が網羅されている。**（提出 - 7、10 - 1）**

本学では、学習成果の獲得に必要な基礎学力が不足する学生に対して、特別な補習授業の機会を組織的な態勢としては設けていない。リメディアル教育の必要については、短大の運営会議等でしばしば論議されているが、基礎学力の内容が学科・専攻課程によって異なるため、組織的な対応を取るには至らず、各学科・専攻課程ごとの取組が行われるのに留まっている。そのため、2019年度から、外部業者のテストによって学生の基礎学力を測る取組みを行い、学生が必要とするリメディアル教育の内容を検討する材料とした。またリメディアル教育ワーキンググループが組織され、検討を始めている。

本学は、各学科・専攻課程において、個別に基礎学力の不足する学生に対する指導を行っている。人間生活学科では全教員が学生についての情報を共有する態勢が取られており、チューターとしてまた教員の担当授業等における指導で把握した、学生の学習成果の獲得における基礎学力の補填の問題は、学科・専攻課程の会議において論議され集団的な検討に付されている。学習補填の必要は、このような議論の中で常に指摘される課題のひとつである。同学科人間健康専攻では個々の学生の学習の進行に合わせて生物・数学・国語等の理解について基礎的学力の確認を行い、基礎ゼミの中で専門分野等の学修サポートを行っている。基礎学力が不十分な学生に対しては、専門分野に関連させて、各教員が担当科目の中で個別に指導している。必要に応じて補習の課題を出し、個別で指導している。

（備付 - 4 - 2） 同学科生活福祉専攻では、入学後より授業外の時間を利用して、学生の学習の進捗状況に合わせた個別指導を行う中に、基礎学力に関する内容が含まれる。幼児教育保育学科では、「専

門基礎Ⅰ・Ⅱ」において大学教育で求められる基礎的な能力の補填を養っている。この指導の中で授業内容の要約筆記やグループワークを行うことが、基礎学力の不足が疑われる学生の発見に役立っている。該当する学生については、その情報を学科専任教員全員で共有しながらチューターおよび各教員の立場で個別に対応している。その場合は、学生に学習成果の獲得に関する何が問題かを明確に示し、課題達成に必要な点を丁寧に説明するなど一人一人の学習内容理解に尽力している。その中で基礎学力の不足が問題となる場合があるが、組織的な対応には至っていない。また、器楽演奏（ピアノ等）の技術には非常に大きな差があるため、基礎技能が充分でない学生を対象に、「音楽基礎」の開講および個人レッスンの補習を実施している。（提出-7, 10-1）

本学では、オフィスアワーの設定をはじめとする、学生の学習上の課題解決に向けた相談・支援の体制を用意している。人間生活学科では、チューター制度により各学年に複数のクラスを編成し、専任教員をチューターとして配置して学生支援を行っている。学習支援に関しては、普段の受講態度や提出物・出席状況を各学科・専攻課程の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位修得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が修得できているかを学生とともに双方で確認しており、不足単位が生じないように管理している。また学習上の悩み（予習・復習・ノート作成・講義の内容理解など）に関しては、チューターもしくは卒業研究担当者が各教科担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き安定して学習に取り組むことが出来るよう環境を整えることに努めている。人間生活学科人間健康専攻では、前後期の始めと成績返却時および必要なときを選んで、学生の個別面接を実施している。同学科生活福祉専攻では1年前期に2回以上、それ以降は実習担当者を中心に個別面談を随時実施しながら、学生の学習上の悩みの相談、指導・助言に当たっている。幼児教育保育学科では、チューターが科目担当者や卒業研究担当者等と連携しながら、個別の面接を実施している。こうした取組の中でも学習の落ち込みが顕著な場合には個別の学習支援を行うことにし、基礎学力の向上を図りながら学生自身の不安感を軽減し、学習成果の獲得に結び付けるような指導に取り組んでいる。また学生の学習意欲の向上には、各家庭・保護者の協力が必要不可欠であることから、チューターを通じて情報提供を行うとともに必要に応じて保護者面談を実施し、共通の認識を持てるようにしている。また資格取得につながる実習に関しては、各実習担当者が中心となって定期的に実習担当者会議を開催し、各学生の状況を共有することにより各学生の能力に応じた指導助言にあたっている。（備付-11-1, 20）

心理的・福祉的なサポートが必要な場合は、学生相談室のカウンセラーや相談員と連携しながら対応している。学生相談センターは、本学ウェブサイトや入学時オリエンテーションおよび掲示物にその存在と活動が紹介されており、アクセスのしやすさに配慮した案内をしている。またセンター自体も図書館が入る建物の一部を改修し、新たに1階部分に外付けの入り口を設けたほか、室内も什器の配置・色使い等で学生の不安を取り除く配慮をしている。教職員の相談・助言では課題解決に困難がある場合には、専門的に相談助言ができるように学生相談センターに精神科医師やカウンセラーが配置されており、カウンセリングを受けられるよう定期的な面談機会が整えられている。また1年に2回開催されるお茶会（1回は寮生、もう1回は通学生が主体に）が、相談しやすいきっかけづくりになっている。合理的配慮が必要な学生への対応についても、当該学生との面談を行い本人が希望した場合、その内容を確認し必要な部署と連携して必要な配慮をしながら、学習成果の獲得が可能になるよう支援している。すべての教職員の意識が合理的配慮を必要とする学生についての理解を深めることができるように、2018年度のFDでアスペルガー症候群など発達障害をテーマに取り上げた研修会を実施している。（提出-1 p.65, 13、備付-8-8, 22）

本学では、人間生活学科が開設する「教員採用選考試験特別講座」のほかに、医療事務資格試験対策講座等の資格試験対策のための補講などのような講義時間外での学習の場を設けることによって、進度の早い学生や優秀な学生に対する特別な学習上の配慮や学習支援を行っている。また卒業研究の指導において、関心と能力のある学生にはより進んだ探求への指導を行っており、各授業においても教授する知識の幅を広げることによって学生の学習の深化を誘う配慮をしている。なお公務員等への就職を希望する意欲の高い学生を対象にする、外部業者委託によるアドバンス講習会を次年度から実施すべく、検討中である。

人間生活学科人間健康専攻では、各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言を工夫している。具体的には反復学習や現在保有するスキルや能力よりも少し上の学習課題を設定し、学生がそれらに主体的に取り組むことによって学習意欲を涵養するよう配慮している。また日常的な個別の指導において、学生の関心が高い分野についての参考資料を紹介したり課題を課したりしている。また、「教員採用選考試験特別講座」を開設し、進度の早い学生や優秀な学生の学力に応じた学習を指導している。医療事務資格試験対策講座等の資格試験対策のための補講として講義時間外での学習の場を積極的に設けていることも、同様の意味を持つ。同学科生活福祉専攻では、優秀な学生に対して学内広報誌等に意見発表が行える機会を作り、各種団体表彰などに推薦するなど自尊感情の高まりや学習意欲の向上に配慮している。**(備付 - 28 - 1 pp.18 - 23)** 幼児教育保育学科では、各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言に工夫をすることによって、進度の早い学生に対する特別の支援を行っている。具体的には現状より少し上の学習課題を設定し、学生がより深い学習に主体的に取り組むよう学習意欲の涵養に努めている。

本学では 2018 年度に、学外の専門家に依頼して学生の授業評価アンケートについて、量的・質的データに基づく学習成果の把握方法としての点検を行い、FD を開いてその結果（課題と提言）を教員で共有した。受けた提案を具体化するのに時間が必要であったため、2019 年度には同種の検討は行っていないが、数年に一度は外部の専門家による学習成果の評価方法についての評価を受けたいと考えている。また 2019 年度には、IR 活動と連動したアセスメントポリシーに基づく取組として、授業評価アンケートの結果の分析とその結果の共有を図るために、このアンケート結果を基にした FD を開催した。この試みでは、量的な資料を活用した先進事例の紹介と共有はうまくできたものの、生の自由記述を使った質的データの利用には無理があった。なお教育目標にかかわる学修成果の確認ループリックによる学生の自己評価は、ようやくルーティーン化が可能になったところである。ループリック評価の成果と活用の方法を点検する条件が、ようやく整った段階である。**(備付 - 8 - 6、25)**

本学では、通信による教育は行っていない。また留学生の受け入れおよび留学生の派遣についても同様である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学生の学習成果獲得を支えるため学生支援委員会を設置し、奨学金制度や学生寮・駐車場等の様々な支援制度の組織的な運用にあたっている。

学生支援委員会が設置規程を基に統括しているのは、①学生生活の支援に関する事項、②学友会に関する事項、③寮に関する事項、④食堂・売店に関する事項、⑤ボランティアに関する事項、⑥その他である。その他では、学生相談センターや防災安全委員会等と連携しながら、健康相談や防災訓練等を実施している。委員会内に「学友会支援」「寮支援」の2分会が設置され、それぞれ学生の学習成果獲得および生活面での支援を実施している。学生指導ならびに厚生補導については、委員長（学生部長）を筆頭に教務学生課ならびに各学科専攻と密接な連携を保ちながら指導助言を行っている。

（備付資料 - 規程集5 学生支援委員会規程）

本学では、学友会が学生自治活動の団体に位置づけられており、クラブ活動や大学祭等のイベントを企画立案し、実施をしている。学友会役員は、湊川短期大学学友会規約に基づいて選出され、それぞれの役割分担の下で学生が主体的に参画する活動を実践している。学生支援委員会学友会支援分会の教職員は、その学生主体の取組を下支えする役割を果たしている。また3棟ある女子学生寮には、総寮長および各棟の寮長置かれており、日常の生活管理の他、学生の自治的運営の下で企画・立案、実施される行事などが実施されている。学生支援委員会寮支援分会の教職員は寮に配置されている寮母と協力して、これらの運営を下支えしている。部活動数は2019年度で、クラブが7、サークルが3、同好会が2の合計11団体であり、教員が顧問となり活動を支援している。活動に必要な費用の一部は、学友会が補助している。**（提出 - 1 p.48、3 pp.37 - 40）**

学内には、学生食堂（190席、営業時間11:00～13:30）および購買部（営業時間8:00～17:00）を付設されているが、高校との共同利用である。そのため、短大生の利便性の面からは不十分な部分も生じるが、業者の利益確保の観点からは止むを得ない事柄である。なお購買部は、個別注文に対応する体制をとっている。2017年度に、食堂の内装を改装し什器も入れ替えて、快適な食事環境をつくった。また同年度3月には食堂の外回りをテラス風に改修し、屋外での飲食も可能な快適な環境が整備されている。食堂内には、短大付設の子育て支援センターを利用する小さな子連れの親子にも配慮した、子ども用の座席が用意されている。また食堂・購買部の運営については、学生支援委員会が学生の意見を聴取し業者に伝えるなど施設の充実を図っている。**（提出 - 1 p.69、3 pp.37 - 38）**

本学には敷地内に、124名定員の学生寮（楠木寮・翠光寮・菊水寮）がある。女子学生のみを対象とする寮であるため、男子学生および寮を希望しない女子学生には、短大事務局で業者の紹介等をしている。現在、寮には一部に高校生も入居し共同生活を営んでいる。寮では住込み寮母1名、土・日担当寮母1名の計2名体制で生活支援を行っている。**（提出 - 3 pp.41 - 42）**

本学は駅から徒歩で通学できるため、通学バスは運行していない。ただし電車は30分に一本であり、利便性は高くない。そのため学生にも事前登録の上自動車通学を認めており、隣接する敷地に学生用駐車場（約55台分）を契約している。また自転車通学をする学生には、敷地内に駐輪場を確保し通学の便宜を図っている。**（提出 - 3 p.43）**

本学では、成績優秀学生に奨学金を給付している。具体的には以下の表に示す通り、受験時に高校での成績に応じて入学金免除や学納金の一部免除等の制度、半期ごとの成績で一定の基準を上回った中の一定数の学生に対する学内奨学金等である。これらの制度は学生の学習への努力を高く評価するための仕組みであり、学習意欲の向上に役立つとともに同級生へのインセンティヴになるよう、授与された者の名前を掲示板に公表している。また、国および都道府県・各福祉施設からの奨学金制度についても学生に周知し、利用の促進を図っている。**（提出 - 1 p.88、3、4）**

日本学生支援機構奨学金についても、新入生はもとより在校生に対しても利用の斡旋を行なっている。**（提出 - 1 p.88）**

① 指定校推薦入試入学者奨学金（2019年度入学者）

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
指定校推薦 (第一種)	調査書評定平均 値4.0以上	全額免除	年間200,000 円免除	高い学習意欲と専門職への明確な目的意識を持つ 成績優秀者	27名

指定校推薦（第 二種）	調査書評定平均 値 3.5 以上	全額免除	—	同 上	38 名
----------------	---------------------	------	---	-----	------

(備考) 入学後、成績評価が本学の設定した基準値を2期連続して下回った場合は、翌学期以降、授業料の免除を停止する。

② 学内推薦入試入学者奨学金 (2019年度入学生)

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
学内推薦入試 入学者奨学金	校長より推薦された 成績優秀者で、調査書 評定平均値が 4.0 以 上の者	全額免除	年間 200,000 円免除	高い学習意欲と専門職 への明確な目的意識を 持ち、人間性豊かで向 上心の高い者	1 名
	校長より推薦さ れた者 (上記以外)	全額免除	—	同上	4 名

③ 入学後の奨学金 (2019年度実績)

種別	概要	授与者数
成績優秀奨学金 A (学長賞)	入学後の学期毎の学習状況、成績により翌期の授業料 の一定額 (10%) を授与する。	前期 9 名 後期 14 名
成績優秀奨学金 B (校祖幸田たま賞)	卒業時に総合的学習状況、成績により払い込み済み授 業料の一定額 (20%) を授与する。	2 名
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担なし。	0 名

④ ファミリー推薦入試 (2019年度入学生)

種別	概要	授与者数
ファミリー推薦入試	湊川相野学園（高等学校・短期大学）卒業生又は在学生の 4 親等以内の親族（子・孫・兄弟姉妹・いとこ）で高等学校卒 業または卒業見込みの者。入学金のうち、100,000 円免除	5 名

その他、外部奨学金の取得状況は次の通りである (2019年度)

・日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金：1年生…24名、2年生…11名、専攻科…5名 合計…40名

第二種奨学金：1年生…29名、2年生…45名、専攻科…4名 合計…78名

第一・二種併用：1年生…14名、2年生…24名、専攻科…4名 合計…42名

給付奨学金：1年生…6名、2年生…3名

・福祉専攻学生対象奨学金

兵庫県修学資金貸付：2年生…1名

向陽福祉会：2年生…1名

・幼児教育保育学科学生対象奨学金

和歌山県：1名・大阪府：1名・兵庫県：3名

・その他奨学金

京丹後市奨学金：1年生…1名 あしなが育英会：1年生…1名

本学では、入学時の健康診断や入学後も1年に1回、学生の健康診断を実施しており学生の健康状態の維持・把握に努めている。また学生相談センターが設置されており、継続的な注意・配慮が必要な学生への対応を準備している。センターには、精神科医師、臨床心理士、養護教諭、看護師等が配置されている。入学後に発症し注意が必要な疾患をもつ学生については、個別に本人や保護者を交えての面談を行い、必要に応じて学外の施設と連携した対応ができるようにしている。またすべての在

学生を対象に、年に1回、健康調査を実施しており、記載内容等は精神科医やカウンセラーによって確認され、個別面談の必要な学生には面談が行われている。同センターでは毎月1回開催されるセンター会議で、配慮が必要な学生の情報が共有され、必要となる支援の方法を決定し必要がある場合には学外の施設と連携した対応に努めている。学舎とは別の建物に外付けの入り口をもつ学生相談室には、クールダウンスペース・面談室等の設備が配置されており、これとは別の本館の中に保健室が設けられ必要に応じて学生が利用できるよう環境が整えられている。(提出-1 p.65、13、備付-22)

毎年、1年生を対象にして「学生生活アンケート」を実施している。データに関しては過去実績を蓄積しており、学生支援委員会で取り扱いを検討している。加えて、その年度の卒業生を対象にして2年間の短大生活についての「学生生活実態調査」を無記名で実施している。調査内容は、①大学生活全般・②学内の生活・③学外の生活・④家庭生活についての4項目である。また1年生向けの「学生生活アンケート」は、後期終了時に同じく無記名で①授業全般・②教職員全般・③施設・設備・④学生生活全般・⑤その他の5項目について自由記述でアンケートを行っている。これらアンケート結果を踏まえ、改善可能なものについては逐次改善している。(備付-15、15-1、15-2、19-2)

本学では社会人学生に対する学習支援体制として、社会人特別入試を2回実施している。2019年度入試では、社会人経験を有する満22歳以上を対象とした社会人奨学金(入学金のうち100,000円を免除)を用意し、社会人学生の受け入れ態勢を整備している。学習では、他の学生と区別せずに一体となって指導を行っており、学生が互いの良いところを学び合いながら、学習成果を相互に高め合う態勢を取っている。(提出-4)

障害をもつ学生に対しては、「障害学生支援方針」を基本とした具体的な支援方法の検討を踏まえて、学生相談センターを窓口にしたチューターや教職員一体となった支援体制を整え、入学から卒業までの支援を行える体制づくりに取り組んでいる。(備付-19-3)

障害をもつ学生への支援設備としては、本館・1号館・3号館にエレベーターを設置しており、本館・1号館には障がい者用・多目的トイレを整備している。2018年度には学生会館周辺の改修工事を行い、自動ドア設置やテラスのウッドデッキ化とともにスロープを設置する等、キャンパス内のバリアフリー化をさらに進めた。(備付-38、38-1、38-2)

社会人を含めた多様な学習需要をもつ人々を受け入れるため、科目等履修生、聴講生の受け入れとともに長期履修制度を設け学則および規程の整備を行って、幅広い年齢層が学習機会を得られるよう体制を整えている。(備付資料-規程集2長期履修学生規程、3科目等履修生に関する規程、4聴講生に関する規程)

本学は学生の社会活動がもつ社会的・教育的意味を重視し、その支援を積極的に行っている。学生のボランティア活動への支援は地域連携センターが窓口となって展開しているが、学生支援委員会所掌業務の一部にも含まれている。前者は2017年度に「登録ボランティア制度」を創設し、学外からのボランティア活動の要請を一元管理するとともに、学生への情報提供および参加勧奨やコーディネートを行っている。現在148名の学生がボランティア登録を行っており、三田市関連事業や北九州北部豪雨被災地支援(2017,2018)・西日本豪雨被災地支援(2018,2019)などの活動実績がある。学生支援委員会の所掌するボランティア活動には、本学オープンキャンパスにおける学生スタッフの管理・指導と入学式・学位記授与式における学生スタッフの管理・指導の2つとなっている。(備付-38-3、38-4、備付資料-規程集5学生支援委員会規程、)

これらの学生のボランティア活動は、利他的な行動として積極的に評価されるべきものであるが、ボランティアの精神から言って授業評価への加算のような形で、実利的扱いをすべきではないと考えている。各学科・専攻課程での学生のボランティア活動への参加と評価の実際は、下記の通りである。

人間生活学科では、学科として学生の社会的活動に対し、何らかの評価をすることはないが、各専攻において学生に対する評価をする際の参考としている。同学科人間健康専攻では、キャリア教育センターを中心に、学生が主体となる地域活動やボランティア活動を組織的に行っており、三田市との協定に基づく事業は複数ある。人間健康専攻では、養護教諭コースの学生を中心に、近隣市の学校スクールサポートや野外体験活動の救急支援員などに参加している。同学科生活福祉専攻においては、1年次夏休み期間に学生への課題として、施設のイベントなどに参加し、レポートを作成することを

例年の課題として課している。これらは学生が実習に臨むまでの一つのステップとして位置づけられているため、授業の成績評価に連動するような形で積極的な評価をしているわけではないが、夏季休暇明けの授業内で報告を行い、学生相互の情報の共有を図っている。また、実習施設や地域の高齢者施設、障害者支援施設等からボランティア活動の依頼を受け、学生に紹介し参加を促している。社会的活動に参加したことは、授業中に他学生に紹介し積極的な評価を示している。幼児教育保育学科では、ボランティアカードを利用して学生のボランティア参加を促進している。ボランティアカードは学生に配布し、ボランティアに参加した学生に対して教員が押印をすることになっており、年間4回のボランティア参加を義務付けている。学内併設の三田市地域子育て支援センターでの保育ボランティアのほか、県立人と自然の博物館や有馬富士学習センターなどの三田市内の施設でのボランティアに参加した学生に対して、教員は押印時に感想を聞くなど、その都度評価を行っている。地域連携センターでは、活動先から高い評価の得られた事例は、地域連携会議での報告や教職員に提供・連絡している。また、特に活動内容が顕著なものについては、三田市主催「学生のまちづくりコンテスト」で発表の機会を設け、顕彰の機会としている。**(備付 - 38 - 3, 38-4)**

なお本学は現在、過去5年以上、留学生が在籍していないため、支援体制については整備をしていない。

[区分 基準II-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準II-B-4 の現状>

本学はキャリア教育センターを設置しており、関連する授業の「キャリアデザインI・II」を開講しながら、入学直後の1年次から学生の就職に向けた支援を開始することにしている。また資格取得や就職試験対策との支援を、学科・専攻課程ごとの役割として実施している。キャリア教育センターは本学本館入り口横の入りやすいスペースに設置され、資料、相談ブースが整備され専門の職員が配置されている。キャリア教育センターには同規程に基づいて教職員で構成するキャリア教育委員会が設置され、運営に関する会議や情報交換を行っている。本学ではキャリア教育は単なる就職支援に留まらず、働くことを学生の人生の展望全体のなかに位置づける全人的能力形成を目指す教育であると理解し、学生支援に当たるとともにその趣旨を全教職員に理解してもらう場をFDで設け、協力体制の構築に努めている。**(備付資料 - 規程集6 キャリア教育センター規程)**

キャリア教育センターは2016年度に創設され、就職支援に留まらない上記のキャリア教育として就職支援を行っており、学生がより納得のゆく就職ができるよう支援している。センターには資料が豊富に備えられ、学生が自由に求人情報を閲覧し何かあればすぐに質問ができる環境が整備されている。センターには職員(キャリアコンサルタント)が常駐しており、個人面談・就職試験対策等、学生の多様な要望にきめ細かく対応している。センターの開室時間は原則として、平日8:45~17:15である。**(備付 - 38 - 5)**

資格取得のための学生支援については、本学は資格養成校であり各学科・専攻課程ごとに目指す固有の資格があるため、基本的には学科での支援が主になる。ただし各種資格は各学科・専攻課程それぞれの教育課程の修得の結果として取得されるものなので、就職対応の特別な資格取得支援は次に示す各学科・専攻課程の取組のように、部分的に実施するに留まっている。2年間の教育・学習の中で身につけたものが就職試験で表現されるのであり、日常の教育こそが就職試験対策であると考えている。そのため資格取得への支援は、日常の学生との個別面談の中で必要に応じて実施している。養成

校として取得される資格を補うものとしては、MOS の資格が希望者には取得可能である。しかしシステム構築が難航し学内会場での受験が難しくなったため、2018 年度からは学外試験会場での受験に切り替えたが、受験希望者はいなかった。また養護教諭の教員採用試験に合格するには、早期からのモチベーションの維持が重要であるため、2019 年度は養護教諭教員採用試験対策講座の中に基礎講座（主に 1 年生）と応用講座（主に 2 年生・専攻科生）を設け、学生のレベルに応じた指導を行っている。対策講座に加えて、試験対策については指導に当たる教員が個々に対応をしている。

就職に関する状況については後期の毎月、キャリア教育センターから教授会に対して就職の内定率を報告し、就職の進捗状況についての理解を共有し教員が就職指導への意識を高められるよう後押ししている。また年度末には、学生の就職先の分野を分析し教授会で報告をしている。キャリア教育センターは求人が届いた際、各学科・専攻課程に対して学生の希望の有無を問い合わせ有効な求人につなげている。センターは学生の就職支援に当たって、各学科・専攻課程で取得資格の過程で獲得した能力や資質は、他の業界でも通用し活用可能であるという観点から学生を勇気づけ、広い視野から就職先を選定できるよう支援に努めている。後期には、2 年生の就職内定成功体験発表会を開催し、活動時期など動機づけをしている。また、学生の就職ガイダンス等で前年度「卒業生の就職先一覧」を配布し、モチベーションアップにつなげている。本学には、人間健康専攻と幼児教育保育学科に専攻科があるため、日常の教育指導の中でその意味と可能性に触れ、進学を勧め希望がある場合には必要な指導に努めている。また編入学の可能性を広げるため、指定校を中心に進学希望をもつ学生への指導・支援に当たっている。**（備付 - 23）**

留学に関しては、これまで希望者がいないため積極的な支援はしていない。

＜テーマ 基準 II-B 学生支援の課題＞

- 9：学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等は、リメディアルワーキンググループで検討に着手しているが、この取組を早め実質化する必要がある。
- 10：量的・質的データに基づいた学習成果の獲得状況の把握のため、IR 体制の拡充が必要である。
- 11：学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）を積極的に評価するための、組織だった対応を検討する必要がある。
- 12：本学のキャリア教育に対する考え方を、各教職員の間で共有する必要がある。
- 13：2019 年度から募集停止になった専攻科幼児教育専攻の発展にとって、学生の進学（編入）先の確保が必要になっている。

＜テーマ 基準 II-B 学生支援の特記事項＞

特になし

＜基準 II 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題① 本学学生、入学予定者や保護者、高等学校教員など誰でも閲覧できるよう、学科・専攻課程の学位授与の方針を本学ウェブサイト上に公開する。

→ 本学ウェブサイトにて公開済みである。

課題②③ 学科・専攻課程の教育目標、学習成果、学位授与の方針、教育課程・実施の方針、入学者受け入れの方針について、現在実施している評価とフィードバックの実績を整理し、アセスメントの方法、点検、改善する仕組みを、2013 年度から研究し、確立させる。

→ 2016 年度に教育目標とともに 3 つの P について見直しを行った。その後も定期的に点検・修正している。

課題④ 卒業生の進路先からの評価の聴取の仕組みを検討し、進路指導企画委員会の業務分掌として位置づけ、実行に移す。

→ キャリア教育センターにおいて検討し、3年前から定期的に卒業生と雇用主に対するアンケート調査を実施している。

課題⑤ 卒業生の進路先からの評価や卒業生アンケートの結果を学習成果の査定のデータとして、各学科・専攻課程にフィードバックし、活用する。

→ キャリア教育センターが実施する卒業生および雇用主に対する評価アンケートの結果を教授会で報告し各学科・専攻課程で共有する体制をつくったが、その後その成果がどのように生かされ教育指導に生かされているかの確認には至っていない。

課題⑥ 成績評価基準を学位授与の方針に対応させ、学生の学習成果の状況を把握するための評価体制を、平成25年度中に整備する。既存の量的データ把握に加え、学習成果に適合した新たな成績評価基準やその他の方法を用いて、学習成果の把握を行う。

→ 2016年度の見直しの際に、DPに対応するよう成績評価基準を修正した。またループリックを取り入れた質的な面の学習成果獲得の効果測定を開始した。

課題⑦ 教員が教育目的・目標の達成状況を把握・評価する体制を確立させる。

→ 各学期・年度末の各学科・専攻課程の会議において、学生の学習成果の達成状況について検討している。またその結果は、年度末の教育目的・目標の見直しの中に生かされるようになっている。

課題⑧ 幼児教育保育学科におけるFD活動を毎年実施するよう、学科会において位置づける。

→ 現在は大学全体としてFDを実施するようになったため、学科・専攻課程ごとの対応は必要がなくなっている。

課題⑨ クラブ活動が継続的に行われるような仕組みを検討し、学友会と協力しながら行う。

→ 教員がクラブ活動の顧問を務める体制が出来ており、学友会からの資金援助が行われるようになっている。短期大学のカリキュラムは密であるため、サークル等の数は少ないが、継続的に行われているクラブ活動が存在している。

課題⑩ 売店の商品を充実させるための学生アンケートを定期的に実施し、改善を行う

→ 売店との協議を継続して行っており、学生の要望に応じ、必要なものを納入してもらえる体制になっている。

課題⑪ 就職先一覧のデータを就職支援に活用する具体策について、進路指導企画委員会を中心に検討する。

→ 専門職員が配置されたキャリア教育センターが設立され、組織的な就職支援が行われている

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

5：入学時から卒業時まで経年的な視点では、教養教育の効果を測定・評価していない。

→ 入学から卒業までの経年的な視点に基づく、教養教育の効果の測定・評価の手法について調査・研究し、本学で利用可能な手法の開発に努める。

6：教養教育の成果を含め、教育評価における測定手法の一層の開発・検討が必要である。

→ 教育評価の手法全体を見直し、学生の学習成果の獲得状況を把握するためのより適正な評価の在り方、および手法について調査・研究する。あわせて現在実施するだけに留まっている、教育目標にかかわる学修成果の確認ループリック評価結果の活用についての研究に取り組む。

7：キャリア教育センターの調査内容に学科・専攻課程からの項目を加えるなど、総合的な観点からの見直しが必要である。

→ キャリア教育センターの調査項目に、各学科・専攻課程からの提案を盛り込み、より総合的な観点からの調査になるような態勢を構築する。

8：IR委員会を設置し活動を開始したところであり、学習成果の量的・質的集約への取組は手探りの状態に留まっている。

→ IR活動に必要なデータの収集・解析に必要なソフトウェア等は高価なものが多くいため、財政基盤が脆弱な本学では対応に困難がある。現在は必要なデータを可能な限り選別し必要な処理を施

すという工夫をしながら、少しずつ効果的な手法の開発に努めている。当面、この努力を継続する。

9：学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等は、レメディアル教育ワーキンググループで検討に着手しているが、この取組を早め実質化する必要がある。

→ レメディアル教育ワーキンググループの活動を活発化させ、基礎学力が不足する学生に対する補習授業の必要および在り方についての全学的な方針と対応策を検討する。

10：量的・質的データに基づいた学習成果の獲得状況の把握のため、IR 体制の拡充が必要である

→ IR 活動に関わる計画は課題 9 の記述の通りだが、この仕組みの眼目が客観的なデータに基づく学生指導の適正化により、学生の学習成果の獲得をさらに前進させることであるという観点から、本学にできる範囲で IR 活動の拡充を目指す。

11：学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）を積極的に評価するための、組織だった対応を検討する必要がある。

→ 学長表彰のような形での、学生の社会的活動を積極的に評価するための新しい方法の導入を検討する。

12：本学のキャリア教育に対する考え方を、各教職員の間で共有する必要がある。

→ 本学のキャリア教育に対する考え方を各教職員の間で共有するため、従来から取り組んできた教授会や FD 等での議論の機会を増やす。

13：2019 年度から募集停止になった専攻科幼児教育専攻の発展にとって、学生の進学（編入）先の確保が必要になっている。

→ 専攻科幼児教育専攻の卒業生の進学（編入学）先を確保し、学生への指導に努める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

備付資料 19 - 2 学生支援委員会議事録、26 専任教員個人調書、26 - 1 ウェブサイト「教員紹介」、
 26 - 2 教員配置、27 非常勤講師一覧、
 28、28 - 1、28 - 2 学園誌「みなとがわ」[2017 (平成 29) 年度]～[2019 (令和元) 年度]、
 30 専任教員の研究活動状況表、37 教員出講一覧表 (2019 (令和元) 年度前期・後期)、
 32～34 「湊川短期大学紀要」[2017 (平成 29) 年度]～[2019 (令和元) 年度]、
 35 教員以外の専任教員の一覧表、36 FD・SD 活動の記録、37 - 1 教科目授業記録、
 39 - 2 湊川短期大学消防計画 [2019 (令和元) 年度]

備付資料 - 規程集 12 教員選考規程、13 人事委員会規程、14 非常勤講師に関する規程、
 15 湊川相野学園 海外研修に関する規程、16 湊川相野学園 事務組織規程、
 18 FD・SD 委員会規程、19 防災安全委員会規程、20 湊川相野学園 就業規則、
 21 湊川相野学園 育児休業に関する規程、
 22 湊川相野学園 介護休業及び育児・介護短時間勤務等に関する規程、
 23 湊川相野学園 給与規程、24 湊川相野学園 退職金規程、
 30 専任教員の研究活動状況表

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教課員組織が編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、人的資源としての教員が学生の学習成果の獲得の要にあるという観点から、公表している3つのポリシーの実現に向けて教員組織を編成し、協力と切磋琢磨の体制づくりに努めながら教育研究に当たるための態勢を構築している。

短期大学および学科・専攻課程の教員組織が編成されており、短期大学および学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。(備付 - 26 - 2)

下表は、2019年5月1日現在在籍の専任教員数を示しており、1学科2専攻課程ともに教授の数

を含め、教員数は短期大学設置基準を満たしているだけでなく、設置基準を上回る教員が配置されており教育力の強化が図られている。

学科・専攻名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手
	教授	准教授	講師	計	[イ]	[ロ]	
人間生活学科							
人間健康専攻	2	3	1	6	5	—	0
生活福祉専攻	4	3	0	7	7	—	0
幼児教育保育学科	4	4	1	9	8	—	0
小計	10	10	2	22	20	—	0
[ロ]	3	1	0	4	—	4	0
合計	13	11	2	26	20	4	0

専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を充足するように、本学の教員選考基準・教員昇任基準に基づいて専任教員の職位ごとに、真正な学位・教育実績・研究業績等および短期大学における教育の担当者にふさわしい教育上の能力、とくに教育実践力・教科適合性等をもっていることを必要要件と定め、それらに適合した者の採用・昇任を行っている。教員に関する情報は本学ウェブサイトにおいて、専任教員数及び教員組織・各教員が保有する学位及び業績等が公表されている。(備付 - 26、26 - 1)

学科・専攻課程の CP に基づいて、その具体化に必要な専任教員と非常勤教員（兼任）が配置されている。CP に基づいた教育課程を具体的に進めていくにあたっては、専任教員が中心となりながらも非常勤教員がその補完をしていく態勢が取られている。専任教員と非常勤教員の合同の授業も多くあり、連携することによって教育効果が高められている。非常勤教員単独の授業でも、専任教員・非常勤教員が授業の前後に相互に連絡をとり合い、学生が学習成果を獲得できるよう意思の疎通を図っている。

非常勤教員の採用は短期大学設置基準の規定を遵守し、本学の非常勤講師任用基準に基づいて教育実績・研究業績、および短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力をもっていることを必要要件として、それに適合した者を採用している。(備付 - 27、備付 - 規程集 14 非常勤講師に関する規程)

学科・専攻課程の CP に基づいて、補助教員を配置している。人間生活学科人間健康専攻の食育健康コースの「クッキング」・「食育実習」等の調理実習の授業に調理実習指導助手（非常勤）が配置されており、人間生活学科生活福祉専攻の「生活支援技術」の授業に生活支援技術指導助手（非常勤）が配置されている。補助教員の補助によって教育内容の伝達と定着が大きく向上し、学生の学習成果の獲得に貢献している。

教員の採用・昇任は、教員選考規程・就業規則に基づいて厳格に行っている。教員の採用に関しては、学長の許可のもとで人事委員会が選出する選考委員が、公募も含めた採用業務を行うことになっている。選考委員会は、提出書類の選考および面接や模擬授業等の結果を基に候補者を学長に推薦し、学長は人事委員会に諮り適格であると認めた場合、人事案件として教授のみで構成される教授会で審議のうえ決定することになっている。昇任には学科長推薦と自己推薦があり、学長は提出された資料に基づき人事委員会に諮り、適格であると認めた場合、人事案件として教授のみで構成される教授会で審議し決定することになっている。(備付 - 規程集 12 教員選考規程、13 人事委員会規程、20 湊川相野学園 就業規則)

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、各教員の担当科目との整合性を図りながら概ね成果を上げている。下記の表は2019年度の専任教員の研究業績及び国際的・社会的活動の有無となっている。（備付-30）

	研究業績				国際的活動	社会的活動
	著作数	論文数	学会等発表数	その他		
浅井 祐子						
末本 誠		2	1	1	有	有
西川 央江						
山田 哲也		4	7		有	有
野崎 洋司						有
田和 優子						
鶴田 祥子		1				有
大島 里詠子						有
中島 桜子						有
馬込 武志						有
尾崎 剛志						有
静 和美						有
北村 米子						
高橋 晉戒						
武田 俊昭		1	2			有
大前 衛						有
大西 隆弘						有
松本 直子		3	1			有
谷 めぐみ			4		有	有
佐伯 岳春						有
田邊 哲雄						有
永井 育		4				有
大塚 穂波		1	1			有
上田 恵子						有

本学は研究内容の発表の場として、年1回「湊川短期大学紀要」を発行している。2019年度は18本の論文等の研究成果を掲載している。2018年度からは卒業研究・修了論文を含め、機関リポジトリ

としての整備を始めている。他に学園誌「みなとがわ」に研究成果として、当該年（1月から12月）に発表した論文・学会発表・講演会等の一覧を掲載している。（備付-28、28-1、28-2、32～34）

個々の教員の研究活動状況は、researchmapに公開するように促している。また研究業績の一部は本学ウェブサイトの「教員紹介」にも掲載している。（備付-26-1）

本学教員の2019年度の外部研究費の獲得状況は、下記の通りである。

採択者	直接経費	間接経費	合計
山田教授（代表研究）	1,200,000	360,000	1,560,000
上田准教授（代表研究）	400,000	120,000	520,000
大塚講師（代表研究）	1,100,000	330,000	1,430,000
山田教授（分担研究）	120,000	36,000	156,000
合計	2,820,000	846,000	3,666,000

（備付-31）

本学は、文部科学省が示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に沿って、研究費の不正使用防止や研究活動における不正防止のため以下の規程を整備している。

- ① 湊川短期大学 研究活動行動規範
- ② 湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ③ 湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制
- ④ 湊川短期大学における研究費執行の管理に関する規程
- ⑤ 湊川短期大学における公的研究費監査手順に関する規程
- ⑥ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手続等に関する取扱要項
- ⑦ 湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について
- ⑧ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制
- ⑨ 湊川短期大学における公的研究費の適性管理に関する相談窓口について
- ⑩ 湊川短期大学における不正防止計画
- ⑪ 学校法人湊川相野学園公益通報等に関する規程
- ⑫ 湊川短期大学研究公正管理規程
- ⑬ 湊川短期大学における研究活動の不正防止管理体制に関する規程
- ⑭ 湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程

また本学では科研費申請に当たって、日本学術振興会が提供する「研究倫理eラーニングコース」の定期的な受講を必須とすることによって研究倫理の遵守に努めている。

本学は2005年以降、専任教員全員に研究を行う研究室を整備している。また教員には、月曜日から金曜日（木曜日を除く）の間に週1回の研修日を設けることが認められている。（備付-37）

本学には、「湊川相野学園海外研修に関する規程」に定められおり、専任教員の留学・海外派遣・国際会議出席等に関する規程が整備されている。（備付-規程集15湊川相野学園 海外研修に関する規程）

授業・教育方法をテーマとするFDを隨時開いており、教員はそれを授業の改善に生かしている。本学では、湊川短期大学アセスメントポリシーが策定されており、その中のFD委員会の役割に、学生の授業評価を基に選ぶ「優れた授業の選定と共有」が位置づけられている。こうして選ばれた授業担当者を講師とするFDが開催され、教員はそこで得たものを自分の授業・教育方法の改善に活かしている。（備付-36）

本学の専任教員は個々の授業担当教員として、また30名以下のクラス担当のチーチャーとして、教務学生課を中心とする事務職員と日常的に密接な協力態勢をとって、それぞれの教育活動に取り組んでいる。とくに授業管理・学外実習関係などの運用においては、学生の学習成果の獲得に教務学生課の職員との連携が欠かせないため、円滑な履修ができるよう協力して対処している。また本学の学生の30%強を占める寮生の指導および寮の運営においても教員・職員との連携が欠かせないものであ

るため、学生支援委員会の寮分会の教員が中心となって事務職員との連携に努めている。（備付 - 19 -2）

また本学の専任教員は各学科・専攻課程の学生の就職やボランティア活動に関して、キャリア教育センター・地域連携センターの職員との連携・協力を力を入れているほか、学生生活の悩みなどについて学生相談センターと連携した取組をしている。

[区分 基準III-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備している。
① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

<区分 基準III-A-3 の現状>

本学は、学生の学習成果獲得に必要な事務組織を整備している。

短大事務局に事務局長以下、課長・主任を置き、指示命令系統・責任の所在を明確にしている。事務組織としては、教務学生課・総務課・キャリア教育センター事務室・地域連携センター事務室・子育て支援センター事務室を設けている。事務職員は事務の職務を遂行するのに必要な、専門的な職能を有している。事務所は数か所に分散しているが、業務は集約され統一的な管理の下で、職員各自の能力や適性を発揮できる環境が整えられている。業務に関しては業務分掌に基づいた担当業務に従事することになっているが、人員も十分とは言えないため当該課に囚われず、教員との連携も含め相互に協力するジェネラリストとして業務に当ることにしている。日常業務は常に見直しを図り、学内業務の流れや外部への発信文章等の業務の改善を行っている。（備付 - 35、備付 - 規程集 16 湊川相野学園 事務組織規程）

事務処理に不可欠なパソコンは各職員に1台整備されており、プリンターや複写機の事務機器も備えられ業務が円滑に行えるよう配置されている。また、情報セキュリティ対策を施した学内ネットワークを整備しており、データ管理は当然のこと、教職員が情報共有できるシステムを通じ業務の効率化を図っている。防災対策については、防災安全委員会を設置し、学生や教職員対象に年2回の防災訓練や講習会を実施している。（備付 - 39 - 2、備付 - 規程集 19 防災安全委員会規程）

SD活動に関しては、短期大学として教員と事務職員合同のFD・SD委員会を設置し、研修を行っている。さらに、学園全体として事務部門に特化したSD研修を行い、専門職としての事務職員の育成を図っている。（備付 - 36、備付 - 規程集 18 FD・SD委員会規程）

[区分 基準III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行ってい る。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学では湊川相野学園諸規程集として一括管理される、「就業規則」・「育児休業に関する規程」・「介護休業及び育児・介護短時間勤務等に関する規程」・「給与規程」・「退職金規程」等を整備しており、これら諸規程に基づいた人事管理に努めている。(備付 - 規程集 20 湊川相野学園 就業規則、21 湊川相野学園 育児休業に関する規程、22 湊川相野学園 介護休業及び育児・介護短時間勤務等に関する規程、23 湊川相野学園 給与規程、24 湊川相野学園 退職金規程)

本学園では、諸規程は共有サーバーにデータベースとして収納し、常時閲覧できるようにしている。諸規程集の改定については、その都度理事会で承認した後、規程を改定したことを教授会・職員朝礼等で告知し遵守するよう指導している。就業規則については、採用時に配布し新任研修会等で説明している。

本学では、就業規則に基づいて教職員の業務を適正に管理している。2018年度より出張の場合を除き、すべての教職員は就業前に勤怠簿に押印することがルールとなった。また教職員の退勤も勤怠簿にて管理することになっており、年休・欠勤・振休・出張・研修等は届出が必要である。届出は教務学生課・所属長を経て、法人総務課において管理している。法人事務局は半月ごとに勤怠簿と照合し、届出等の不備がないかを管理した上で毎月の集計を行っている。また出張に関する復命書についても法人事務局において勤怠簿との照合を行っており、教員の授業の実施については教務学生部が教科目授業記録を管理している。(備付 - 37-1)

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

14 : researchmap への公開は教員個人の判断に委ねられており、公開している教員は少数に止まっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生便覧 [2019 (令和元) 年度]

備付資料 38 校地、校舎に関する図面、

- 39 図書館、学習資源センターの概要 (リーフレット及び業務マニュアル)、
- 39 - 1 図書館関連書類一式 (平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等資料)、
- 39 - 2 湊川短期大学消防計画 [2019 (令和元) 年度]

備付資料 - 規程集 17 情報セキュリティ基本方針、基準、規程、25 湊川相野学園 危機管理規程、

- 26 湊川相野学園 経理規程、27 湊川相野学園 固定資産及び物品管理規程、

- 28 湊川相野学園 防火管理規程、29 図書館資料の廃棄規程、

- 30 湊川相野学園 個人情報管理規程、31 湊川短期大学における学生個人情報保護規程、
40 - 1 各教室内機器配置図

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 本学該当しない
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分 基準III-B-1 の現状＞

本学は学科・専攻科の教育活動を可能にするための、校地・講義演習室・図書館・諸設備等を保有しており、実地に活用している。

本学 2019 年度時点の収容定員は 330 名である。よって設置基準上必要となる校地面積は、 $330 \times 10 \text{ m}^2 = 3,300 \text{ m}^2$ となる。現有の校地は、校舎敷地 $15,527 \text{ m}^2$ と運動場用地 $16,799 \text{ m}^2$ があり、合計で $32,326 \text{ m}^2$ である。従って本学は、設置基準に対して十分な校地を有している。

本学の運動場は学舎と同一の敷地内に位置しており、 $16,799 \text{ m}^2$ の広さがある。これだけでも設置基準を上回る広さであり、十分な面積の運動場であると言える。

設置基準上で必要となる校舎面積は次の通りである。人間生活学科人間健康専攻（収容定員 90 名）（家政関係） $1,250 \text{ m}^2$ 、人間生活学科生活福祉専攻（収容定員 40 名）（社会学・社会福祉学関係） $1,000 \text{ m}^2$ 、幼児教育保育学科（収容定員 200 名）（教育学・保育学関係） $2,350 \text{ m}^2$ であり、合計 $4,600 \text{ m}^2$ となる。それに対して、現有の校舎面積は $8,767 \text{ m}^2$ あり、十分な広さを有している。

校地はすべて同じ敷地内に位置しており、移動距離は短い。ただし、校地がなだらかな傾斜地となっているため、校舎間をつなぐ通路が坂や階段になっている部分がある。2016 年度に実施した耐震改築工事に伴う新本館建設時の校内整備により、校地内の階段はすべてスロープやエレベーターが設置されるようになり、キャンパスのユニバーサル化が進んだ。ただし建物の構造上の困難から、図書館と 5 号館（生活福祉）の 2 か所が、階段に頼らざるを得ない状態で残されている。障がい者対応のトイレは、2 カ所に設置されている。

講義室、演習室、実験・実習室の配置に関しては、3 つの学科・専攻の必要に応じた教室を配置して教育を行っている。人間生活学科人間健康専攻では、3 つのコース（養護教諭コース、医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース）それぞれに必要となる「看護学実習室」・「模擬保健室」・「OA 教室」・「調理実習室」・「理化学実験室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。人間生活学科生活福祉専攻では、「介護実習室」・「入浴実習室」・「演習室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。幼児教育保育学科では、「保育室」・「リズムスタジオ」・「音楽室」・「電子ピアノ室」・「個人ピアノレッスン室」・「図工室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。高額な機器等は年度を限った目的予算を組んで整備してきており、ここ数年では OA 教室のコンピュータ 41 台の一斉更新や、個人ピアノレッスン室のピアノを年次計画で更新してきた。

また、2016 年度末に竣工した本館においては、普通教室の全てに視聴覚対応の天吊りプロジェクター・スクリーン・DVD デッキ・音響機器・コンピュータ（大・中教室）等の設備が備えられており、教員は普通教室において情報通信機器を活用した授業を展開している。同じく本館においては、各階にオープンスペースとしてラーニング・コモンズが配置されており、学科・専攻を問わない幅広い用

途に利用するとともに、アクティブ・ラーニングやグループワークなどのさまざまな授業形態で活用されている。(提出 - 1 pp.81 - 84、備付 - 38、40 - 1)

図書館の専有延床面積は、749 m²であり、現学生数の利用頻度に十分対応可能な面積を有している。図書館は、記念会館（学園創立 60 周年記念）の 2~4 階に位置しており、2 階部分は工具書（辞書）や学術雑誌・学生用推薦図書・公的文書類および視聴覚機器などを設えた開かれた閲覧室となっており、一角に司書の受付業務・各種サービス用のスペースが配置されている。3 階部分は開架書庫であり蔵書の大半が収納されているが、その一角に個人用の読書スペース、ゼミ用の小会議室が配置されている。4 階部分には、雑誌の一部が保管されている。現在の蔵書数は約 53,000 冊、学術雑誌数は約 130 種である。AV 資料数（視聴覚教材）は 1,590 本あり、最新のものや学生の興味関心を引き出せるような蔵書・資料の選定に努めている。(備付 - 39、39 - 1)

図書館の購入図書の選定においては、予算の範囲内で学科専攻ごとに予算を立て学生の学習のために必要と思われる資料の購入希望を取りまとめ、購入している。また学生からのリクエストに応えられるように、予算を計上している。購入した図書は、利用可能になった資料一覧にして教授会にて報告し、その活用を促している。図書資料の廃棄については、図書館資料の廃棄規程に従い、適宜実施している。(備付 - 39、39 - 1、備付 - 規程集 29 図書館資料の廃棄規程) 学生用の参考図書は教員からの購入要請に基づき、選定の上で購入に努めている。また学生のより深い学習に寄与することができるような図書資料を、教員指定図書として別置し学生の利用に供している。(備付 - 39、39 - 1)

体育館は 1,697 m²（内アリーナ部 923 m²）で、バスケットコートが 2 面とれる床面積を有しており、室内での体育実施に支障が無い広さを有している。(提出 - 1 pp.81 - 82、備付 - 38)

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準III-B-2 の現状>

本学における固定資産の管理においては、湊川相野学園「経理規程」に定め、その運用において、「固定資産及び物品管理規程」を定めて、法人が所有する物件の取得、修理等適切な維持管理に努めている。(備付 - 規程集 26 湊川相野学園 経理規程、27 湊川相野学園 固定資産及び物品管理規程)

施設設備の管理については、日常の施設の管理については、清掃業務を専門業者に委託し、消防用設備、空調設備、エレベーター設備等は、定期的に点検を実施する等適正な維持管理に努めている。また、物品については、常に在庫状況を把握し、運営に支障がないよう適宜補充を行う等、管理に努めている

本学では、「危機管理規程」を整備し、本学に発生する自然災害、火災等様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学の学生、職員等の防災安全対策に努めている。(備付 - 規程集 25 湊川相野学園 危機管理規程)

本学では、施設の防火管理を徹底するため、「防火管理規程」を整備するとともに、防火管理者を配置し、定期的に学生、教職員による学内全体の初期消火・避難訓練・放水訓練等を実施している。また、学生に対し、火災予防の観点から消防署と連携して火災予防フィルムを視聴させる等、火災予防の啓発と強化に努めている。

また地震対策では、阪神大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化が早急な課題であったことから、学生、教職員の安全確保等、防災安全対策の観点から文部科学省の補助金を利用して、耐震改築工事を行った。耐震強度のない校舎の解体も 2017 年度上 4 半期に完了した。

本学の防犯対策としては、夜間に警備員を配置するとともに、校門・各校舎入口・通路等各所に防犯カメラを設置し、学内の防犯対策に努めている。短大事務局にモニターを設置し、適宜カメラで監視できる態勢を整えている。防犯カメラは相手に意識させることによって、犯罪の防止に寄与することが期待される。なお、その設備については、適宜機能点検を行っている。また、所轄の警察書と連携し、適宜警察官による学内巡回警備を実施している。その他、特に防犯対策が必要な箇所は、警備会社に夜間の機械警備を委託し、防犯対策を図っている。

火災予防のために施設内に設置された消防用設備を消防法の規定に基づき、定期点検を実施するとともに、学生・教職員を対象に定期的な学内全体の初期消火・避難訓練等を実施している。教職員対象は概ね夏休み期間を利用し初期消火等を重点的に行い、学生対象は11月に火災を想定した避難訓練と消防署員による講話を例年実施している。(備付-39-2、備付-規程集28湊川相野学園防火管理規程)

本学では、すべての学舎にLAN設備が配置されており、学生の学習成果の獲得に役立てられている。またすべての教職員に1台ずつのコンピュータが整備されており、研究・職務の充実に役立てられている。2016年の新本館建設に合わせて情報ネットワークの整備・一体化と情報セキュリティの強化を行ったほか、情報セキュリティ基本方針、基準、規程を策定した。(備付-規程集17情報セキュリティ基本方針、基準、規程)

教職員のコンピュータは学内のシステムとして作動し、多くの個人情報等を保有していることから「個人情報管理規程」が策定されており、学生の個人情報の管理を目的に「学生個人情報保護規程」が定められている。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策として、市販のセキュリティソフトを導入し個人情報等の保護に努めている。(備付-規程集30湊川相野学園個人情報管理規程、31湊川短期大学における学生個人情報保護規程)

本学は近代的な設備をもつ新本館の建設も影響して、建物の運営等において多量の光熱水量を消費しているが、ESDおよびSDGsの観点から省エネルギー対策の必要を自覚し、節電、節水に努めている。また2016年度末に完成した新校舎には、この観点から地熱冷暖房システムによって、エアコンの節電効果を高めるシステムを導入した。

本学から排出される廃棄物は法人の指示に基づき、現在、可燃物ゴミ・不燃物ゴミ・空き缶・瓶等、分別収集が行われておりリサイクル可能な廃棄物はリサイクル資源化し、省資源対策に取り組んでいる。また、地域周辺の保護者団体と連携して新聞・雑誌等リサイクル可能な資源は、リサイクル資源として収集し処分することによって、地域活動に貢献している。また小さなことながら、学内トイレ内の蛇口に「節水コマ」を取り付けて節水の強化を図っているほか、空調機の節電対策として、定期的に空調フィルターの清掃を行っている。

〈テーマ 基準III-B 物的資源の課題〉

特になし

〈テーマ 基準III-B 物的資源の特記事項〉

特になし

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとする他の教育資源]

〈根拠資料〉

提出資料7 履修ガイド〔2019(令和元)年度〕、

10-1 ウェブサイト「カリキュラム(シラバス)」

<https://www.minatogawa.ac.jp/curriculum/>

備付資料 40 学内 LAN 敷設状況、40 - 1 各教室内機器配置図、41 OA 教室配置図、
41 - 1 OA 教室仕様書

備付資料 - 規程集

[区分 基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準III-C-1 の現状＞

本学は、技術的な教育資源が学生の学習成果の獲得にとって重要な意味を持つことを認識しており、その計画的な整備・拡充に努めている。

学科・専攻課程の教育目標にあわせた教室・備品の整備を行っており、OA 教室以外のすべての普通教室にもプロジェクターやスクリーン、DVD 機器等を備えている。またラーニング・コモンズにもプロジェクターや貸し出し用の PC 等が備えられており、学習成果の獲得をサポートしている。

さらに 2016 年度末に新校舎が完成したことにより、各教室にプロジェクター、スクリーン、マイクが設置されている。また、OA 教室も更新されて新しい PC が導入され、教育環境が充実され今日までうまく運用されている。(備付 - 40、40 - 1、41、41 - 1)

情報技術の向上に関しては、新入生に対して入学後のオリエンテーションで、ID の配布・ID アクティベート・メール利用・携帯電話等との同期設定等の指導をし、PC 等の使い方について指導している。また新任教員に対しても同じく採用後に同じ研修をし、業務遂行を支援している。人間生活学科人間健康専攻及び幼児教育保育学科では、OA 教室を用いた授業が設定されており、MOS (Microsoft Office Specialist) 資格の取得を目指した教育を行うことで、情報技術の向上に役立っている。(提出 - 7、10 - 1)

新校舎の建築にともなう技術教育的資源の拡充を目的に、補助金や学校法人の特別予算などを活用することによって、サーバーやファイアウォールの更新等を情報教育委員会の計画に基づいて、計画的に整備している。

学内の一部校舎に無線 LAN のアクセスポイントが設置されたことにより、教員は各教室内で情報機器を利用した授業を実施できるようになり、学生は学内に用意されたパソコンや自分のタブレット端末等を使用することができるようになっている。またマイクロソフト社の office365 が導入されており、クラウド上で学生とのやり取りができるような仕組みが整備されている。学生が使用するネットワークと教員が使用するネットワークは、分けて運用されているが、office365 のクラウドサービス

を利用することで、ファイルのやり取りが出来るようになっている。(備付 - 40)

本学の教職員には、1人1台のPCが整備されている。2016年度の新校舎建設に伴うキャンパス整備事業に伴い、学内ネットワーク機器の移設だけでなく、新校舎内サーバー室を中心としたキャンパス内のネットワーク配線及びネットワーク機器の大幅な再構成が行われ、適切に運用されてきている。非常勤講師には専用のPCを用意し、授業の度ごとに貸出しを行っているほか、非常勤講師室にPCを設置するなどの必要な整備をしている。(備付 - 40)

2015年度に設置したMoodleのサーバーは、2016年度から本格的に運用されている。2019年度では、Moodleを活用している授業は少なくものの、対象授業を増やしている。また、情報教育支援システム(Wingnet)・ロール紙プリンター・3Dプリンターが導入され、それぞれ教育活動等で活用されている。

OA教室は、MOS試験の会場として登録されている。OA教室には、1クラスが授業を展開できるだけのPC及び、教員用PCが設置されている。また医療事務のソフトも導入されており、医療秘書検定対策ができるよう整備されている。2018年度に医療事務のソフトウェアを更新した。(備付 - 41、41 - 1)

＜テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

特になし

＜テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準III-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料4 学生募集要項〔2020（令和2）年度〕、

- 16 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式1〕、
- 17 事業活動収支計算書の概要〔書式2〕
- 20 計算書類 pp.1 - 3（資金収支計算書）、20-1 計算書類 pp.4 - 12（資金収支内訳表）、
- 23 計算書類 pp.18 - 21（事業活動収支計算書）、
- 23-1 計算書類 pp.22 - 31（事業活動収支内訳表）、
- 24 計算書類 pp.32 - 35（貸借対照表）、25 湊川相野学園中期計画（中期収支計画）、
- 21 ウェブサイト「大学概要（事業報告書）」
<http://www.minatogawa-aino.net/report/>、
- 26 湊川相野学園事業報告書、27 湊川相野学園事業計画書、27 - 1 湊川相野学園予算書

備付資料8-4 教授会議事録、36 FD・SD活動の記録、

- 42 湊川相野学園創立100周年記念募金のお願い、
- 42-1 学園創立100周年記念募金お礼とご報告、
- 46 理事会議事録、46-1 評議会議事録、50 監事の監査状況

備付資料・規程集 26 湊川相野学園 経理規程、36 湊川相野学園 資産運用管理規程

〔区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
 - ⑥ 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えていている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適切である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 毎年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿とうに適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準III-D-1 の現状＞

本学は次の通り、財的資源の把握および管理を適切に処理している。

2017年度・2018年度における資金収支については、設備更新等による資本的支出が一段落し資金収支はプラスを維持している。事業活動については、改修工事等が一段落し、黒字決算であるが、学生・生徒数の減少により黒字高は減少傾向にある。2019年度においては、短期大学のみならず、高等学校も事業活動収支がマイナスとなったため、法人全体においても、赤字決算となった。（提出-16、17、20、20-1）

部門別において収入・支出超過の理由の把握と解析を行い、現状を次のように分析している。

（提出20-1）

大規模な改修工事と固定資産の新規取得が2018年度で完了した。その結果、貸借対照表も固定資産と有利子負債が増加しているが、財政状況を著しく悪化させるものではなく、健全に推移している。

（提出-24、21）

法人全体では依然として収支はプラスであるが、短期大学における資金収支は資本的支出がなければプラスではあるものの、事業活動収支はマイナスである。2019年度予算においては、短期大学は資金収支・事業活動収支はともにマイナスとなることが予想されている。（提出-16、23、23-1、21）法人全体では存続可能であるが、短期大学単体での事業活動収支は慢性的赤字であり、特段の資本的支出が無い状況で資金収支が赤字になれば、存続そのものの意義が財政的には問われる。（提出-16、21）

退職給与引当金などは要設定額（期末要支給額の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額）どおりに引き当てられ、目的どおりに使用されている。（提出-20、20-1）

資産運用規程は整備され、規程どおりの運用を行っている。また、必要に応じ規程は通常の手続きをもって改定されている。（備付-規程集32湊川相野学園 資産運用管理規程）

教育研究経費は過去5年間、継続して帰属収入の20%を超過している。2015年度49.1%、2016

年度 34.3%、2017 年度 49.7%、2018 年度 34.9%、2019 年度は 40.1% となっている。

近年、大規模な設備投資や修繕等を行ったため、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は過大配分と言わざるをえない状況であった。（提出 - 23、23 - 1）2017 年度・2019 年度は大幅に収入が低下しているため、特段の大規模な設備投資がなされていない状況でも高い比率を保った状況である。

公認会計士により年間 16 回の監査が行われ、指摘事項があった場合には、その都度対応している。

（備付 - 50）

寄付金の募集は一般寄付金・現物寄付金ともに適切な募集と処理が行われている。また、特別寄付金（100 周年寄付金）についても同様である。学校債は現在のところ発行はなく、また残債も無い。（備付 - 42、42 - 1）

学生収容定員の充足率は慢性的に、100%を達成することができていない。妥当な水準の年もあるが稀である。各年度 4 月 1 日現在の充足率は、2015 年度が 85.0%、2016 年度が 88.3%、2017 年度が 93.1%、2018 年度が 84.4%、2019 年度が 77.9% となっている。

法人全体では維持していると言えるが、短期大学単体の単年度収支から鑑みると学生収容定員に相応しい収支であるとは言えず、本学単体で経済的に安定しているとは言い難い。（提出 - 20、20 - 1、21）

法人及び本学の予算編成は、経常的予算の「維持予算」と単年度スポットでの予算としての「目的予算」とで管理している。毎年 2 月中に各部署等の要望を聞き取り、短期大学事務局総務課と法人事務局会計課にて予算案を作成し、3 月上旬での理事長室会で予算案を精査する。そこで精査され、差戻事項がなければ、3 月下旬の評議員会で審議され、理事会にて決定される。中長期計画に予算的な割振りはないが、概ね中長期計画に則って予算編成がされているかは精査・審議を通じてチェックされている。（提出 - 25、27、27 - 1 備付 - 46、46 - 1）

本学では、事業計画及び予算について、学長を通じて運営会議及び教授会で報告され、各部署責任者に速やかに伝達され、予算の執行の許可と指示を行っている。（備付 - 8 - 4）

予算の執行と支払いの決済に関しては経理規程に基づき行われている。支払いの実務は法人事務局会計課にて行われ、会計処理も同部署にて行われている。また、予算が超過した場合や期中に追加支出が必要となれば、補正予算案を作成し当初予算と同様の手続きを経て決議される。（備付 - 46、備付 - 規程集 26 湊川相野学園 経理規程）

日常的な出納業務において経理責任者は 20 万円以上の支出は理事長の決済を経て支出している。また、資金残高の状況、月次ベースでの出納の状況は逐次報告できる体制にある。

有価証券の管理台帳にて残高と利金が管理されている。また現金預金については、現金出納簿及び預金管理台帳に管理され、月次決算時に出納簿及び通帳等と総勘定元帳残高と一致しているか確認している。また、有価証券の購入及び売却については理事長の決済を経て行われている。（備付 - 46）

月次試算表は経理システムで各校種ごとに作成し、適時報告している。また、予算執行に大きく変動がある場合は別途資料を作成し報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分 基準III-D-2 の現状＞

本学は日本私立学校振興・共済事業団の判断指標を用いた経営的実態把握に努めており、財政上の安定を含めた計画を策定して短大の運営に活かす努力をしている。

本学は、法人が策定する中期計画づくりの一部に収録された、本学の将来像を明確にしている。短大の中期計画には、計画の具体的な実施に関する行動計画が付録資料として収録されている。(備付-46)

2016年から2019年までの本学の収容定員と在籍者数の推移は次の表の通りである。

		2016年	2017年	2018年	2019年
人間生活学科(計)	収容定員(A)	160	160	160	130
	在籍者数(B)	122	124	107	87
	比率(A/B)	76.3%	77.5%	66.9%	66.9%
人間生活学科(内訳) 人間健康専攻	収容定員(A)	80	80	80	90
	在籍者数(B)	87	84	79	81
	比率(A/B)	108.8%	105.0%	98.7%	90.0%
生活福祉専攻	収容定員(A)	80	80	80	40
	在籍者数(B)	35	40	28	6
	比率(A/B)	43.8%	50.0%	35.0%	15.0%
幼稚教育保育学科	収容定員(A)	200	200	200	200
	在籍者数(B)	196	211	197	170
	比率(A/B)	98.0%	105.5%	98.5%	85.0%
本科全体	収容定員(A)	360	360	360	330
	在籍者数(B)	318	335	304	257
	比率(A/B)	88.3%	93.1%	84.4%	77.9%
専攻科健康教育専攻	収容定員(A)	20	20	20	20
	在籍者数(B)	14	10	8	8
	比率(A/B)	70.0%	50.0%	40.0%	40.0%
専攻科幼稚教育専攻	収容定員(A)	20	20	20	20
	在籍者数(B)	11	13	13	9
	比率(A/B)	55.0%	65.0%	65.0%	45.0%

(在籍者数は4月1日現在)

人間生活学科人間健康専攻と幼稚教育保育学科で定員を超過している年度があるが、本科トータルでは定員内である。また、日本私立学校振興・共済事業団の補助金配分基準にも抵触しておらず、定員管理はできている。経営的観点からすれば、人間生活学科生活福祉専攻と専攻科健康教育専攻及び専攻科幼稚教育専攻については、在籍者数が収容定員の50%程度の状態が続いている、何らかの対策が必要である。人間生活学科生活福祉専攻については留学生の導入についても模索したが、学生確保の目途がたたず、2018年度より学生募集を停止し、全ての学生が卒業する2019年度をもって廃止することが理事会にて決定している。専攻科幼稚教育専攻についても学生の確保が難しく2019年度より学生募集を停止し、全ての学生が卒業する2020年度をもって廃止することが理事会で決定している。専攻科健康教育専攻については養護教諭一種免許状を目指すものであり、キャリアアップおよび上位志向者の支柱として存続させる必要があると考えている。

人件費の配分率は人間生活学科と幼稚教育保育学科とで、概ね半々である。前述の収容定員と在籍学生数からすれば、人間生活学科と幼稚教育保育学科の配分は1:2が妥当であるが、人間生活学科は養護教諭免許状と介護福祉士受験資格、幼稚教育保育学科は幼稚園教諭免許状、保育士資格の国家資格取得のためにそれぞれ所定の教員数を確保する必要がある。このため人件費の配分は、上記のようなバランスになっている。ただし、前述の人間生活学科生活福祉専攻の廃止および専攻科幼稚教育専攻の廃止のタイミングで、免許・資格取得のための教員確保の制限が緩和されるので、非常勤講師も含めた担当科目を見直し、教員配置の最適化を行う予定である。

設備費については償却費が支配的で、2015年よりキャンパス整備に着工し教室のリニューアル化の償却が始まる2016年度から上昇している。特に耐震強度不足対策として、本館建替えの償却が始まる2018年度をピークとして、2019年度からは減少する見込みである。耐震化対策は学生の安全のために必要な事業であり、必要な設備費である。

本学は、以上の財政的な経営判断および課題を受け止めるために、学長がその結果を教授会で報告し教職員が一体となった対応をとる必要を提起したほか、その具体化を目的にして本学の強み・弱点を洗い出すワークショップ形式のFDを実施し、整理された課題は中期計画に反映された。

数年前から、人間生活学科生活福祉専攻への入学者が激減したこと、および2018年問題と言われる若年人口の減少という構造的な問題を受けて、本学では2018年度から組織の改編・縮小に向けた検討を始めており、すでに生活福祉専攻と専攻科幼児教育専攻の廃止を決定し、順次実施に移してきている。この改編を受けて、2020年度からは幼児教育保育学科に接続する1年制の専攻科生活福祉専攻の開設が決まっており、認可を得る手続きを進めている。

本学は経営実態・財政状況を踏まえ、組織の改編縮小に加えて、学生募集の強化と教員数の削減計画に取り組んでいる。学生募集については教員が直接高校訪問をし、進学説明会や進路ガイダンス等を実施することで受験生との接觸の機会を増やす努力をしているほか、遠隔地へも募集に出向いている。また、寮費（部屋代）を無料にするなどして、本学への出願に結び付けるように努力をしている。また成績優秀者については奨学金（入学金全額免除、授業料一部免除）を給付するなどして優秀な学生を集め努力も行っている。学納金については、費用の安さが本学の強みの一部であるという認識の下で、これまで入学金と施設設備費のバランスの変更など、可能な範囲で実質的な学納金の増額を図ってきているが、本館建て替えのタイミングに合わせて2017年度に施設設備費の引き上げを行っている。（提出-4 p.18）

人事計画は、上記の2018年度に開始された本学の再編計画の一部に加えられており、中長期の見通しとして組織の統廃合と連動させた教員数の削減を進める予定である。採用人事においては、人件費を採用要件の一部に加えている。（提出-25）

施設の整備計画としては、2019年度に湊川相野学園が創立100周年を迎えるにあたって、2014年度から5年の計画で学園全体のキャンパス整備が行われたところである。2015年度に1号館・3号館・5号館改修と4号館解体が実施され、2016年度には新本館新築、旧本館・2号館（一部）解体が実施された。2017年度には最終工事として外構整備、1号館改修を行った。

外部資金を獲得するためにFDを通して、短期大学をめぐる政策動向や議論の焦点についての情報の提供・共有と、共通理解の確立に努めているほか、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業による補助金獲得を目指した学内体制の整備確立に努め、応募を重ねている。その結果2017年度には同補助金を獲得したが、その後の項目変更により内容が高度化し小さな短大には不利な項目が増えたため、獲得するには至っていない。また科学研究費を獲得するための準備的な措置として、学長裁量経費を用いた学内科研制度を設けるなどの支援体制をとっている。なお遊休資産の処分等の計画は、今のところない。（備付-36、46）

＜テーマ 基準III-D 財的資源の課題＞

15：慢性的な学生数の定員未達により、学納金収入が不足している

16：学生数に比して奨学費が多い

17：慢性的な赤字体质であり、学生定員数・現員数に基づいた教員の削減が必要である

18：外部資金を取得するために、一層の研究条件および体制の整備を図り教員の研究活動を活性化する必要がある。

19：文部科学省の私立大学等改革総合支援事業による、補助金獲得を目指す必要がある

＜テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題②③④⑤ SD 推進委員会を定期的に実施し、計画的に能力向上、改善に取り組む。事務職員に求められる事務上の専門能力に加え、多様な学生支援に対応できる資質の検討、求められる専門性・資質の向上に向けた研修や連携のあり方、業務分担の見直し、物理的環境整備などを、SD 活動として取り上げていく。

→ FD・SD 委員会が組織され、計画的に能力の向上・職務の改善に取り組んでいる。FD は教員をメンバーとして、主に学生の学習成果の獲得に資する諸課題を内容とした研修を行っており、SD は事務職員をメンバーとして事務の業務遂行に必要な能力形成と、教員と協働した学生の学習成果獲得に必要な知識および能力の獲得に取り組んでいる。

課題⑥⑦ 就業時間の遵守、出退勤、出張、年休などの把握について、適切な仕組みを検討する。

→ 教員については時間割対応や学生指導のために就業時間の遵守が難しい部分が あつたため 2019 年度に就業規則を変更し、8：30～17：15、9：00～17：45、9：30～18：15 の 3 つの勤務パターンを選択できるようにした。

課題①⑤⑨⑩⑯⑯ 機器・備品、施設・設備には老朽化しているものも多いが、短期大学の財務状況の中でそれらを短期に更新することは困難である。財政面での工夫（学生数の安定した確保等による収入増や支出の見直しなど）を行うとともに、優先順位を明確にして年次計画で更新していく。

→ 2016 年度の建物の耐震化事業の一環として新本館建設および古い建物の解体、諸設備の整備、外的な環境整備を実施したため、本学の施設・設備・機器・備品は著しく充実したものになっている。

課題⑪⑯ 視聴覚および情報通信機器対応の普通教室を年次計画的に増やす。

→ 同上の経緯で、LAN を始めとする学内情報通信機器対応の普通教室および OA 教室の整備など、本課題は解決されている。

課題⑫ 図書館蔵書について、一般教養図書や洋書を整備できるよう、購入予算の獲得と配分について検討する。

→ 従来、図書等の選書を学科・専攻が中心に行ってきた。一般教養図書などを整備するため図書委員会等が選書する枠を設けた。大学紀要の電子化や製本業者の変更などから製本費用を大幅に抑え、差額を図書の整備に充てた。

課題⑯⑯⑯ 短期大学分の消費支出が支出超過であるため、適切な支出が実現するよう、収入、支出の現状を精査し、学生数確保に向けた取り組みを検討する。2014 年度入学生から、学納金・奨学金制度の見直しを実施する予定である。

→ 施設設備費分の引き上げを行った。

課題⑬ 校舎の耐震補強に順次取り組んでいく。2015 年度は、2 号館の耐震診断を実施する予定である。

→ 2016 年度末に、新本館が竣工するなど耐震補強を終えている。なお強度不足が明らかになっている体育館については、2020 年度をもって使用を停止する計画である。

課題⑧⑯ 中長期の将来計画の策定を行う。将来計画に基づく計画的な教職員採用に努める。

→ 法人の中期計画の一部として、短大の中期計画および行動計画が策定され、大学組織の改編計画に合わせた人事削減計画が進行している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

14：researchmap への公開は教員個人の判断に委ねられており、公開している教員は少数に止まっている。

→ 研究情報公開の意義を共有し、登録実績の向上に努める。

15：慢性的な学生数の定員未達により、学納金収入が不足している

→ 学生定員の充足を目指すべく、同一法人の三田松聖高等学校との連携を始め、高校訪問等の募集活動の充実を図る。

16：学生数に比して奨学費が多い

→ 奨学金は受験者が本学への進学を検討する際の重要な要素となっていることから、容易な削減ができない事項だが、学園の100周年事業の一部として新設予定の新しい奨学金を含んだ、全体的な見直しを行う。

17：慢性的な赤字体質であり、学生定員数・現員数に基づいた教員の削減が必要である

→ 現在進行中の短大の組織改革の一部として学生定員の見直しを行う予定である。またこれまでの短大の組織改編に伴い、教員数に余剰がでることから今後の採用計画において削減に努める予定をしている。

18：外部資金を取得するために、一層の研究条件および体制の整備を図り教員の研究活動を活性化する必要がある。

→ 科学研究費獲得に向け応募数の増大に繋がるよう、学内科研の活性化を図るなど教員の研究活動の支援策を強化する

19：文部科学省の私立大学等改革総合支援事業による、補助金獲得を目指す必要がある

→ 文部科学省からの一般補助金にも定員充足率に応じた増額・減額の処置がされるようになったことから特定の補助金の獲得よりも定員充足率の向上に注力し、補助金の減額を抑えることに注力する。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 28 学校法人湊川相野学園 寄附行為

備付資料 2 湊川相野学園 80 周年誌、3 湊川相野学園 90 周年誌、
4 湊川相野学園創立 100 周年記念誌、46 理事会議事録、46-1 評議員会議事録

備付資料 - 規程集

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、校祖幸田たま女史の教育への情熱と姿勢を継承した前理事長から、また周年記念冊子に残る教職員や卒業生の言葉から、本学園の建学の精神と教育理念についての理解を深め、不变の精神を基軸にした学園の発展を心がけている。（備付 - 2、3、4）

理事長は、私立学校の独自性と公共性を絶えず意識しながら、学校法人の代表として「湊川相野学園寄附行為」に基づき、学園全体を掌握し、それらの業務を総理している。（提出 - 28）

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」に基づき、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に本学園の監事 2 名による財務及び運営に関する監査を受け、監査報告を付した実績報告書を理事会に提出し、議決を受けたのちに評議員会に諮問し、意見を聴取している。（備付 - 46、46-1）

理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、私立学校法第 36 条及び「湊川相野学園寄附行為」第 18 条に基づき、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。（備付 - 46）

理事会は、「湊川相野学園寄附行為」第18条第3項に基づき、理事長が招集し、議長を務めている。特に重要事項については、あらかじめ内部の常任理事から構成されている常任理事会を開催し、必要に応じて意見を聞き理事会の諮問事項に上程している。(備付-46)

理事会は、短期大学の認証評価の意義を理解し、体制を整え必要な役割を担っている。理事会は、学校法人全体の運営に法的な責任があることの意識をしており、短期大学の運営にも責任があることを十分に理解し、短期大学の発展のために学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程は整備している。法改正等の状況にあわせて行う規程の改正については、すでにある規程との整合性を絶えず考慮し、常任理事会・理事会の意見を参考に改正している。(備付-46)

理事は、私立学校法第38条及び「湊川相野学園寄附行為」理事の選任第8条の規程に基づき選任されており、学校法人の建学の精神や教育理念を良く理解し、法人の健全な運営に積極的に参加して頂ける学識及び識見を有する人材を選任している。(備付-46)

学校教育法第9条(校長及び教育職員の欠格事項)の規程については、「湊川相野学園寄附行為」第12条第1項(1)法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき、および(4)役員たるにふさわしくない重大な非行があったときと定め準用している。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題＞

特になし

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

備付資料4-5 末本 誠「湊川学研究の発展に向けて」湊川短期大学紀要第56集、2019年度、
8-4 教授会議事録、8-5 委員会・ワーキンググループ・センター委員担当者表、
47 教員個人調書(学長)、49 教員評価シート、49-1 人事評価シート

備付資料 - 規程集6 キャリア教育センター規程、7 学生懲戒規程、8 地域連携センター規程、
9 学生相談センター規程、10 湊川相野学園 湊川短期大学学長任用規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参考して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。学長の人格は高潔であり、神戸大学名誉教授の称号を持つほか日本社会教育学会の会長を務めたという経歴を有している。また大学院以来、教育行政学を研究テーマとしており、大学運営に関する高い識見を有している。**(備付 - 47)**

学長は建学の精神を掘り下げる湊川研究を提唱することを通じて、本学の教育研究の向上・充実に向けて努力している。成果として本学創設時において校祖が抱いた教育理念を掘り下げる調査研究を実施し、その成果を本学紀要において公表した。またこの間、「湊川のあゆみ」が一定の定着を見ているほか、キャリア教育センター・地域連携センター・学生相談センターの設立を実現してきた。**(備付 - 4 - 5、備付 - 規程集 6 キャリア教育センター規程、8 地域連携センター規程、9 学生相談センター規程)**

学生に対する懲戒については、湊川短期大学学生懲戒規程が定められている。**(備付 - 規程集 7 学生懲戒規程)**

学長は事務局長との密接な連携の下で、所属職員の統督に当たっている。2019年度から、教員の年度当初のその年度における自分の取組予定と中間の進捗確認、年度末の成果の確認、それに対する学長としての評価を内容とする教員評価（人事考課）を実施している。**(備付 - 49)** ただし現状では法人全体の方針として、その年度の各自の取組を確認し評価するに留まっており、賞与等に反映させてはいない。事務職員については、常務理事が法人全体の職員の人事考課として実施している。**(備付 - 49 - 1)**

学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。**(備付 - 規程集 10 湊川相野学園 湊川短期大学学長任用規程)**

学長は、学則等の規定に基づいて教授会を開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。**(備付 - 8 - 4)** 本学のガバナンスに関する組織としては、学科長・教務部長・学生部長・図書館長・事務局長で構成する運営会議が設けられており、週一回の会議が定例化されている。学内の運営組織は、学生支援委員会・教務委員会・IR委員会・自己点検評価委員会・FD/SD委員会・図書委員会・研究推進委員会・ハラスメント委員会・入試広報委員会などである。学長は、これらの委員会での議論を基にした大学運営を統括している。また学長は、必要とされる短大運営に関する事項および教授会にかける内容を運営会議にかけて検討した上で、教授会において提案し承認の上で決定している。教授会開催時には、その都度の協議事項及び報告事項が明示されており、学長は教授会が意見を述べるべき事項を教授会に周知している。**(備付 - 8 - 4)**

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。**(備付 - 8 - 4)**

本学には合同で審議すべき併設大学が存在しないため、規定は存在しない。また教授会も開く必要

がないため、開いていない。

毎月の教授会での審議は、議事録が残され適切に管理されている。(備付 - 8 - 4)

学長は教授会等で、折に触れて学習成果および3つの方針をめぐる政策動向とその意義を教職員に周知し認識の共有を図っている。また学科等においても、これらに関する議論が積み重ねられ年度末の方針の見直しに活かされており、教授会は学習成果及び3つの方針に関する認識を有している。(備付 - 8 - 4)

種々の委員会、ワーキンググループ、センター等の規程が設けられており、学長は委員会メンバーの配置等を通じて適切にその運営に努めている。(備付 - 8 - 4、8 - 5)

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

特になし

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

提出資料 21 ウェブサイト「大学概要（事業報告書）」

<http://www.minatogawa-aino.net/report/>

備付資料 28 学園誌「みなとがわ」[2019（令和元）年度]、46 - 1 評議員会議事録

備付資料 - 規程集 11 学校法人湊川相野学園 寄附行為、50 監事の監査状況

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準IV-C-1 の現状＞

監事は、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、「湊川相野学園寄附行為」第 9 条に基づき選出される。監事は、自らの役職の意味を十分認識して、法人の経営方針、業務ルールの順守、経営及び業務の有効性及び効率性の向上等の法人全体の業務や財政の状況を法令及び寄附行為等の規程に基づいて適宜監査しており、理事会及び評議員会はもちろん常任理事会にも出席し必要に応じて意見を述べている。

監査報告については、毎会計年度、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、5 月に開催される理事会及び評議員会に提出するとともに、意見を述べている。

監事は、「湊川相野学園寄附行為」により定員 2 名であり、現員は 2 名である。監事は本学園の建学の精神をよく理解しており、財務の状況については、税理士の資格を有する監事、学園全体の業務については過去に大学の事務局長の経験を有する監事を配置している。(備付 - 規程集 11 学校法人湊川相野学園 寄附行為、50 監事の監査状況)

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

2019（令和元）年度の評議員会は25名（湊川相野学園寄附行為第21条で定められている定員は19名以上25名以内）で、理事の定員が9～11名であるため、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、構成されており、法令及び寄附行為の規程に基づき運営されている。

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」第23条により、①～⑧の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会でそれらを審議している。

- ①予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金処分
- ②事業計画
- ③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④寄附行為の変更
- ⑤合併
- ⑥目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦寄付金品の募集に関する事項
- ⑧その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、定例評議員会を年3回（5月、9月、3月）行い、その他理事長が必要と認めた場合、臨時評議員会を招集し、諮問機関として適切に運営されている。（備付 - 46 - 1、備付 - 規程集11 学校法人湊川相野学園 寄附行為）

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。本学のウェブサイトで教育情報の公開をしている。

財務情報の公開については、私立学校法第47条第2項に基づき、情報公開規程を整備し、開示している。本学のウェブサイトでは財務情報の公開も開示し、学園誌「みなとがわ」でも財務情報等の公開を行っている。学校法人の情報公開については、湊川相野学園のウェブサイト及び学園誌「みなとがわ」に事業報告書ならびに決算報告書を公開し、社会に対する説明責任を果たしている。（提出 - 21、備付 - 28）

法人事務局においては、利害関係者の方にはいつでも閲覧できる体制を整えている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

課題① 国や県の動向を調査、把握する部署を設置するなどの仕組みを確立し、そのデータを意思決定に活用できるような体制を整備する。

→ 法人事務局および学長、短大事務局で情報収集に当たり、意思決定に反映させている。

課題② 短期大学諸規程の変更などに応じ、諸規程全体の整合性を図るよう、常に諸規程の記述内容を管理する部署等を置く。

→ 短大事務局において諸規程の管理を行っており、諸規程の整合性を図るよう検討し、必要に応じて随時更新している。

課題③ 資金運用について、市場の状況を鑑みながら、契約解除処理などを適切なタイミングで行う。

→ 法人事務局において、担当者がタイミングを計りながら実施している。

課題④ 理事長および常務理事に対し、予算執行状況を定期的に報告し、適切かつスムーズな運営を行っていく。

→ 予算執行状況は定期的に報告されており、適切かつスムーズな運営が実現している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし